

戦前期における中等・高等教育の 構造と入学者選抜

関 正 夫

目 次

はじめに

- I 進学者からみた中等・高等教育の構造
 - 1 戦前期における教育制度の構造と就学率
 - 2 進学者からみた中等教育の構造
 - 3 進学者からみた高等教育の構造
 - II 中等教育と高等教育の接続関係と入学者選抜
 - 1 中等教育機関と高等学校の接続関係と入学者選抜
 - 2 中等学校と専門学校の接続関係
 - 3 高等学校、専門学校等と大学の接続関係
- おわりに

戦前期における中等・高等教育の 構造と入学者選抜*

関 正 夫**

はじめに

戦後新制大学発足以来、大学入学者選抜制度の改革は重要課題として政策的にも取り組まれてきたがみるべき成果は挙げたとはいえない。ここ数年来国立大学協会を中心として、入学者選抜方法の改善が検討され、昭和54年度から国公立大学の共通第1次試験が実施される運びとなった。共通第1次試験が今日の大学入学者選抜の過熱的状况を解決するにはほど遠いとしても、国民のそれに対する期待は小さくはない。だからこそ共通第1次試験問題を契機として選抜制度に関する論議が国民的な規模で展開されているのだといえよう。

本論文では、こうした今日における入試問題に関する論議の状況を念頭におきながら、戦前期における中等教育と高等教育の接続関係を考察することにした。本来、接続関係の性質は中等教育および高等教育の構造によって規定されるものであろう。また一方において中等教育および高等教育の構造それ自体が両者の接続関係によって規定されている可能性もありうるであろう。したがって本論文では中等教育および高等教育のそれぞれの構造と接続関係の関連性について検討する。その際、接続関係の制度的な側面および実態的な側面について考察することにした。実態面については、中等・高等教育の構造および両者の接続関係に最も鋭敏な進学者（入学志願者、入学者等の総称と考える）の動向・特性（入学競争率や入学前の教育歴等）を手がかりに追究しようと思う。

戦前期の中等・高等教育の接続関係の一断面としての入学者選抜に関しては、最も意欲的な試みがなされた高等学校の入学者選抜を中心に論じる。その場合においても入学者選抜問題それ自体についての考察と同時に、入学者選抜が中等・高等教育の諸構造の中でどのような位置を占めるものであったのかについても考察しようとするような視点から本論を展開したいと思う。

* 本論文は昭和52年度文部省科学研究費補助金（総合研究A）による研究成果の一部である。

** 大学教育研究センター教授

I 進学者からみた中等・高等教育の構造

1 戦前期における教育制度の構造と就学率

「学制」(1872・明治5年)において国民一般が必ず学ぶべきものとされた初等教育が「小学校令」(1886年)によって義務教育(修業年限4年の尋常小学校)とされて以降、その就学率¹⁾は急上昇した。1905年、就学率は95.6%に達し、翌々年には義務教育は6年に延長された。これは戦前期の初等教育の主体をなす尋常小学校(修業年限6年)の成立を意味するものであった。

こうした初等教育の普遍化の動向、さらに明治中期以降の産業の発達、高等教育の振興の動向を背景にして、「学制」によってわが国にはじめて登場した中等教育は、第1表に見るとき展開を示すことになったのである。

中等教育就学率は1910(明治43)年に15%に達した。マーチン・トロウの表現²⁾を借りれば、日本の中等教育は明治末期に「大衆化」段階に突入したということになる。

戦前期における中等教育制度の骨格である中学校、高等女学校および実業学校の3本立の学校制度が法制化されたのは1899年である。しかしこの時期には特に実業系諸学校は、甲種実業学校、乙種実業学校、徒弟学校および実業補習学校と複線化し、明治後期には実科高等女学校、高等女学校実科が設置され多様化の色をさらに強めていたのである。

こうした正規の中等教育機関の他に、明治初期から発達していた「中学校、高等女学校、および実業学校に類する各種学校」³⁾も中等教育における一定の役割を果たしたのである。

戦前期における高等教育の発展は帝国大学を主軸として展開された。中等教育の発展を基盤にしながら高等教育が発展するという図式が成立するのは明治後期であるが、明治中期において高等学校―帝国大学は重点的教育投資の対象とされ、制度的には最も整備されていた。帝国大学・高等学校が国家の須要なる人材養成のための一貫した教育機関として重視されたのに対して専門諸学校は常に「傍系」的位置におかれてきた。そのため統制も緩やかで質的にも多様な専門諸学校が誕生し独自の発展過程をとることができたのだともいえよう。

一方教員養成は国民教育の重責⁴⁾を担うものとして帝国大学と並び重要視された。それは高等師範学校が官立校、師範学校は公立校のみであり、それ以外の設置者による設立が認められなかったことにも反映している。

明治初期以降の高等教育の就学率は第2表にみられるような展開を示した。明治後期以降は中等教育の整備・発展を重要なプッシュ要因としながら、就学率は上昇していくことになる。それが最もドラスチックに表出したのは大正中期における「大学令」「高等学校令」以降の高等教育機関の量的拡大であったといえよう。

今ここで戦前期における初等教育制度が確立し、中等・高等教育制度におけるほとんど全ての学校類型が登場した明治後期の学校系統図(第1図)を示しておこう。

われわれは学校系統図を通して、戦前期における教育制度が中等教育諸機関および高等教

第1表 機関類型別 中等教育機関、生徒数、女子生徒比率および中等教育就学率

区分	中学校		高等女学校		実業学校		徒弟学校 ³⁾		実業補習学校 ⁴⁾		各種学校 ⁵⁾		全中等教育機関		中等教育 ⁶⁾ 就学率%		
	比率%	生徒数	比率%	生徒数	比率%	生徒数	比率%	生徒数	比率%	生徒数	比率%	生徒数	比率%	生徒数	計	男	女
1880年 (明治13)	91.7	12,256 (0.0)	-	-	8.3	1,108 (1.1)	-	-	-	-	*	*	100.0	13,364 (0.1)	0.7	1.3	0.0
1890年 (明治23)	67.7	11,620 (0.0)	18.1	3,120 (100.0)	14.2	2,435 (0)	-	-	-	-	*	*	100.0	17,175 (18.2)	0.5	0.9	0.2
1900年 (明治33)	59.2	78,315 (0.0)	9.1	11,984 (100.0)	11.5	15,233 (4.7)	1.3	1,748 (44.5)	6.7	8,880 (18.2)	12.2	16,216 (34.2)	100.0	132,376 (15.6)	2.6	4.6	1.5
1910年 (明治43)	23.7	122,345 (0.0)	10.9	56,239 (100.0)	7.9	40,619 (12.4)	1.7	8,979 (72.2)	50.9	262,978 (16.2)	4.9	25,449 (46.9)	100.0	516,609 (23.6)	15.2	21.8	8.5
1920年 (大正9)	11.9	177,201 (0.0)	10.2	151,288 (100.0)	5.7	84,440 (13.7)	1.2	17,107 (73.5)	67.0	996,090 (18.6)	4.1	60,335 (27.3)	100.0	1,486,461 (25.4)	24.6	32.1	16.8
1930年 (昭和5)	15.0	345,691 (0.0)	16.1	368,999 (100.0)	11.0	252,965 (17.9)	-	-	55.6	1,277,338 (32.3)	2.3	53,282 (41.7)	100.0	2,298,275 (36.9)	35.4	42.0	28.7
1940年 (昭和15)	9.9	432,286 (0.0)	12.7	555,489 (100.0)	12.3	535,829 (25.0)	-	-	59.9	2,619,684 (30.1)	5.2	228,596 (51.3)	100.0	4,371,884 (36.5)	45.6	51.0	40.0
1945年 (昭和20)	12.8	639,756 (0.0)	17.6	875,814 (100.0)	17.0	845,497 (29.3)	-	-	52.3	2,606,990 (36.9)	0.4	19,923 (60.3)	100.0	4,987,980 (42.1)	-	-	-

出典：文部省「日本の教育統計 明治～昭和」昭和46年4月より作成

(注) (1) 各教育機関本科，別科，予備科等のすべての生徒を扱う。

(2) 本表中の()内の数値%

(3) 実業学校令中改正(1920)により工業学校に包括

(4) 青年学校令(1930)により実業補習学校，青年訓練所は廃止，青年学校設置(1940-45，データ)

(5) 中学・高女・実業学校に類する学校を扱う。1880-90年データは不詳

(6) 出典中の就学率(師範学校生徒を除く)より本表全学校生徒を含めたものに換算した数値

第 2 表 機関類型別 高等教育機関在学者数、女子在学者比率および高等教育就学率¹⁾
²⁾ 女子在学者比率および高等教育就学率

区 分	高等学校		専門学校 ³⁾		師範学校		大 学		各種学校 ⁴⁾		全高等教育機関		高等教育 ⁵⁾ 就学率%		
	比率%	在学者数	比率%	在学者数	比率%	在学者数	比率%	在学者数	比率%	在学者数	比率%	在学者数	計	男	女
1880年 (明治13)	-	-	40.7 (-)	5,072 (-)	41.7 (11.2)	5,199 (11.2)	1.6 (52.8)	199 (-)	16.1 (-)	2,006 (-)	100.0	12,476 (5.5)	0.5	1.0	0.0
1890年 (明治23)	20.3	4,356 (0.0)	48.1 (0.9)	10,331 (0.9)	24.7 (16.7)	5,295 (16.7)	0.8 (53.1)	162 (-)	6.1 (-)	1,312 (-)	100.0	21,456 (5.0)	0.5	1.0	0.0
1900年 (明治33)	14.1	5,684 (0.0)	37.0 (1.9)	14,872 (1.9)	38.9 (13.4)	15,639 (13.4)	2.0 (40.2)	803 (-)	8.1 (-)	3,240 (-)	100.0	40,238 (6.7)	0.8	1.6	0.1
1910年 (明治43)	8.5	6,341 (0.0)	44.5 (3.7)	32,969 (3.7)	34.2 (28.9)	25,391 (28.9)	2.2 (31.6)	1,599 (-)	9.7 (-)	7,239 (-)	100.0	74,145 (12.2)	1.5	2.5	0.3
1920年 (大正9)	8.1	8,839 (0.0)	45.0 (6.9)	49,007 (6.9)	24.4 (33.2)	26,551 (33.2)	1.9 (37.2)	2,059 (-)	20.1 (0.01)	21,915 (0.01)	100.0	108,986 (11.9)	2.1	3.7	0.6
1930年 (昭和5)	9.0	20,551 (0.0)	39.5 (24.9)	90,043 (24.9)	19.2 (31.8)	43,852 (31.8)	1.2 (32.4)	2,772 (-)	30.5 (0.1)	69,605 (0.1)	100.0	227,932 (16.5)	3.7	6.3	1.0
1940年 (昭和15)	6.8	20,283 (0.0)	47.3 (24.0)	141,478 (24.0)	13.8 (36.6)	41,389 (36.6)	1.0 (31.9)	3,065 (-)	27.4 (0.3)	81,999 (0.3)	100.0	299,337 (17.2)	4.5	7.6	1.2
1945年 (昭和20)	5.5	21,687 (0.0)	53.7 (29.4)	212,950 (29.4)	14.2 (31.5)	56,261 (31.5)	1.1 (30.0)	4,533 (-)	24.9 (0.2)	98,825 (0.2)	100.0	396,849 (20.7)	-	-	-

出典：文部省「日本の教育統計 明治～昭和」昭和46年4月より作成

(注) (1) 各教育機関本科，大学予科，選科，予備科，専攻科，および研究科等の学生・生徒すべてを含む。

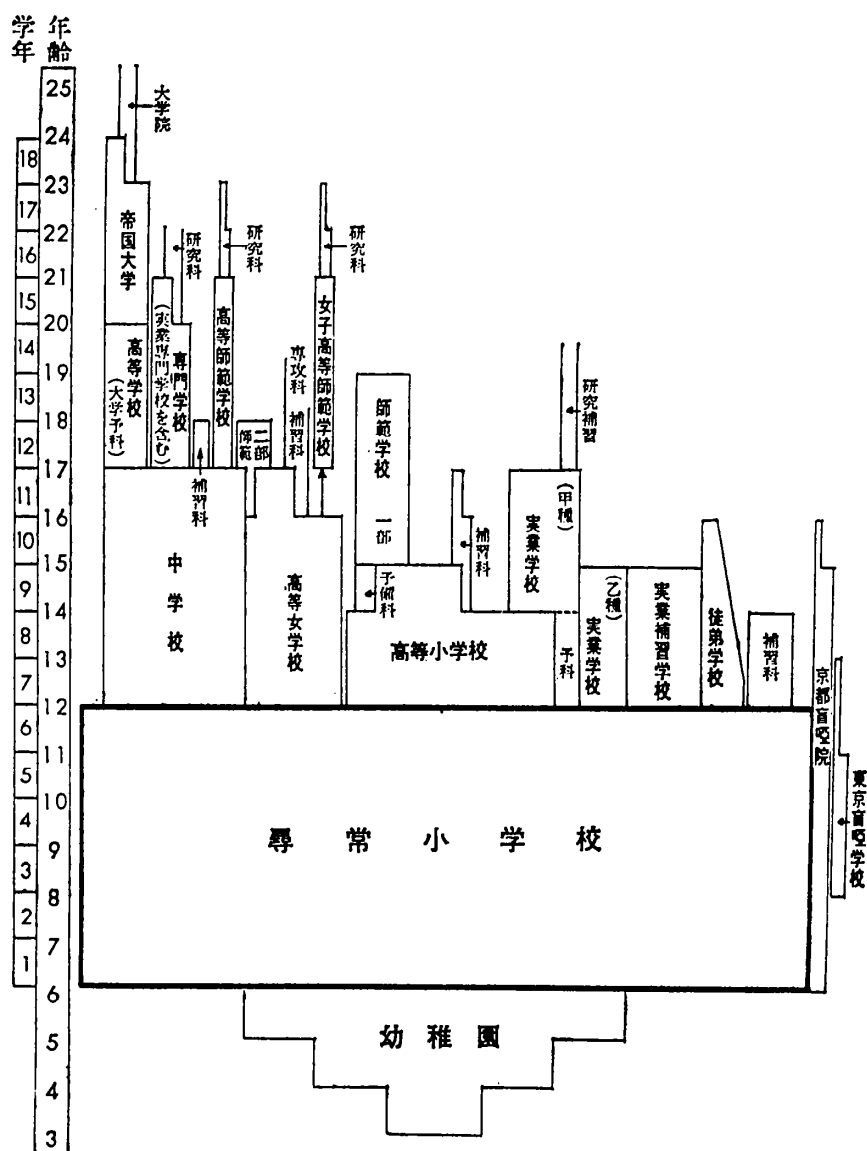
(2) 本表中の()内の数値%

(3) 実業専門学校を含む。

(4) 専門学校に類する各種学校を扱う。

(5) 出典中の就学率(師範学校，各種学校生徒含まず)より換算した数値

育諸機関のそれぞれにおける「横」の配列と上級・下級機関の間の「縦」の接続関係の有無によって、重層的序列的構造に織り上がっていることを見ることができるであろう。



第1図 学校系統図—1908 (明治41)年
 出典：文部省『学制百年史—資料編』昭和47年10月

2 進学者からみた中等教育の構造

2.1 中等教育諸機関の展開

新しい世紀のはじまりを告げる1900(明治33)年は、すでに前年において戦前期の骨格をなした中等教育制度の法制的整備を終え、中等教育の「大衆化」への始動の年であったともいえよう。

男子または女子の高等普通教育を施す機関としての中学校と高等女学校、また工・農・商業等に従事する者に必要な教育を施す実業学校を中心とする中等教育制度が、「普遍化」した初等教育を卒えた進学者たちの眼前にどのように配置され、どのようにそれらが展開したのかを考察することにしよう。まずは付表1を見ていただきたい。

明治期においては高等普通教育機関であり、上級学校との接続関係を独占するA型学校として中学校、高等女学校がある。実業に就く者のためのB型学校として、中学校・高等女学校と「同格」とされた甲種実業学校を中心として、他に乙種実業学校、実科高等女学校(1911年以降設置)⁷⁾、徒弟学校および入学資格などあらゆる面で低度とされた実業補習学校が配置されていた。A・B型の各種学校の中にはA型学校およびB型学校が含まれていた。このA型各種学校の中には明治中期において高等教育機関への予備校として、後の名門府県立中学などよりも受験生の人気を集めたものも少なくなかった。⁸⁾

C型学校は主として上級学校予科(または予備科)であり、下級学校との制度的接続関係の欠陥を補完するものとして設置されていたのだとみてよい。そのためC型学校の修業年限は学校によって異なっていた。C型学校としては甲種学校予科、専門学校・実業専門学校予科、師範・高等師範学校予科があったのである。

大正期においてはA型学校として高等学校尋常科(修業年限4年、中学校4学年修了に相当)が「高等学校令」(1918年)によって登場する。同令によって中学校第4学年修了と高等学校とが接続することになった。戦前期を通して専門学校入学資格は中学校卒業が原則だが、エリートコースとしての高等学校への進学者にとっては中学校教育を卒える必要はなくなったのである。同令の中学校教育へ与える影響は大きく、社会問題となったのは当然の成行であろう。¹⁰⁾

B型学校の中では実科高等女学校が着実に成長をはじめた。大正期には主としてB型、C型学校においてみられるように極めて多様な類型の中等教育機関が登場している。

しかし大正期には明治後期において残されていた実業学校制度固有の問題や上級学校と下級学校の接続に関する制度上の難点が改善されることになった。つまり、徒弟学校が工業学校に包括(1921年)され、甲種実業学校予科、師範・高等師範学校予科が1925-6年に相續いて廃止されたのであった。こうした改善をへて昭和戦前期の中等教育制度は展開していたのである。

2.2 中等学校入学者の構造

上にみた多種多様な中等教育諸機関は進学者にとってすべて等距離で配置されていたので

あろうか。また中等諸学校と入学者の構造との間にはいかなる関連性があったのであろうか。この点を検討するために中等学校入学者の入学前の教育歴および年齢構成(第3表)を考察してみることにする。

第3表 中等学校入学者の入学前の教育歴, 年齢構成

区分	種類	設置者	入学前の学歴(%)						入学者の年齢(年月)			
			尋常小学校卒業	尋常小学校5年修了	尋常小学校1年修了	高等小学校卒業	その他	計	最長	最小	平均	
1910年 (明治43)	中学校	公私立	35.0	-	30.1	32.1	2.1	100.0	25年2月	12年0月	13年8月	
	高等女学校 本科	公私立	59.2	-	23.0	16.2	1.6	100.0	20.1	12.0	13.3	
	甲種実業学校	公私立	-	-	-	-	-	-	31.2	13.11	15.9	
1915年 (大正4)	中学校	官立	81.4	-	18.6	-	-	100.0	14.0	12.1	12.8	
		公私立	45.1	-	30.3	23.5	1.2	100.0	20.0	12.0	13.6	
	高等女学校 本科	官立	82.6	-	14.7	2.6	-	100.0	14.0	12.2	12.9	
		公私立	72.1	-	19.5	6.8	1.6	100.0	17.11	12.0	13.0	
	実科高等 ¹⁾ 女学校	官立	-	-	-	100.0	-	100.0	16.4	14.1	14.8	
		公私立	45.9	-	18.8	32.7	2.7	100.0	18.9	12.0	13.8	
	甲種実業学校	公私立	予科 修了者	26.7%	その他	73.3%		100.0	38.1	13.11	15.4	
1920年 (大正9)	中学校	官立	89.0	-	11.0	-	-	100.0	14.0	12.0	13.1	
		公私立	60.8	-	24.2	12.3	2.7	100.0	20.6	11.0	13.2	
	高等女学校 本科	官立	84.4	-	13.4	-	2.2	100.0	15.2	12.1	13.7	
		公私立	76.0	-	18.1	4.5	1.4	100.0	19.0	11.11	13.1	
	実科高等 ¹⁾ 女学校	官立	85.9	-	9.4	-	4.7	100.0	16.1	12.2	14.4	
		公私立	49.5	-	17.1	34.9	2.1	100.0	21.0	12.0	13.6	
	甲種実業学校	公私立	予科 修了者	42.8%	その他	57.2%		100.0	34.9	13.0	15.5	
1930年 (昭和5)	中学校	官立	96.3	-	3.7	-	-	100.0	13.9	12.0	12.4	
		公私立	82.7	0.6	10.7	4.8	1.2	100.0	21.8	11.0	12.9	
	高等女学校 本科	官立	99.5	-	0.5	-	-	100.0	14.1	12.0	12.8	
		公私立	91.0	-	6.5	1.4	1.1	100.0	18.2	12.0	12.8	
	実科高等 ¹⁾ 女学校	官立	97.9	-	2.1	-	-	100.0	13.7	12.1	12.8	
		公私立	46.3	-	6.9	45.9	0.9	100.0	20.3	12.0	13.7	
		甲種実業学校	公私立	男 予科 修了者	0.0%	その他	100.0%		100.0	42.0	12.0	13.8
				女	-	-	-		-	36.1	12.0	13.7
		高等学校 尋常科	官立	98.7	1.3	-	-	-	100.0	13.0	12.1	12.6
			公立	97.5	-	-	-	2.5	100.0	14.3	11.9	12.10
		私立	98.7	-	-	-	1.3	100.0	14.3	11.10	12.6	

(注) (1) 高等女学校・実科を含む

出典 : 各年度『文部省年報』より作成

官立の¹¹⁾中学校、高等女学校（高師の附属学校）では尋常小学校卒業者が大正初期において80%を越えるが、公私立中学校などではそれは半数にも満たない。このことは尋常小学校と中学校の接続関係が「小学校令」改正（1907年）によって制度的に確立したとはいえ、大正期にいたっても実態的には問題をはらんでいたことを意味する。一方において明治中期に府県1校主義の原則が廃止されて以降、中学校の量的拡大のなかで伝統ある府県立第1中学校を頂点とする序列構造が中学校群の中にも出来上がっていた。つまり府県立第1中学校のごとく、有力上級学校への高い進学率を誇り、入学競争率が7～8倍¹²⁾といったものから、定員不足の中学校¹³⁾に至るまで広く分布していたのである。そのため進学準備教育の「模範」校¹¹⁾としての官立中学や名門府県立中学校への進学は経済的・教育的環境において恵まれた家庭¹⁴⁾の子弟が尋常小学校卒業と同時に進学する場合が多かったのである。それに反し多数の公私立中学校の中には定員不足のところもあり、高等小学校生徒にも大きく門戸を開いていたものが少なくなかったといえるであろう。

女子の場合には男子に比べて就学率が低く（第1表参照）、高等女学校は「良家の娘が入学するモダンな学校」であり、経済力がありハイカラな家庭の子女が多数を占めていた¹⁵⁾。公私立高等女学校入学者中、尋常小学校卒業者の占める比率が明治期から比較的高いのはそうした背景があったからである。

B型学校中、中学校と「同格」とされる甲種実業学校はA型学校と異なり高等小学校と接続する学校である。予科修了者の占める比率も少なくないが、予科の教育内容も実質的には高等小学校に近いものであった¹⁶⁾。地方にあっては甲種実業学校は中学校に期待された社会の中堅者養成を代替する機能を果たしたところが少なくない¹⁷⁾。しかしそれは中学校の亜流¹⁷⁾、つまり「傍系」であり、次章にも考察するように高等教育を将来うけさせようとする家庭の子弟が進学する学校ではなかった。

実科高等女学校の中には高等小学校が昇格したものも少なくなく、その実態は小学校の継続教育¹⁸⁾であり、「良家の子女のモダンな学校」とは異質の学校であったことは、入学者の教育歴にも反映しているとみてよい。

入学者の平均年齢も尋常小学校卒業者の多い学校ほど低いのは当然だとしても、官立学校の入学者中最年長者と最年少者の年齢差は1～2才程度である。他方甲種実業学校では入学者の年齢差が20才を越える例も少なくない。公私立中学校・高等女学校の入学者の年齢構成は官立校と実業学校の場合の中間位置に相当するものだといえる。

中等諸学校は、その序列的構造と経済力・学力・意欲等の要因に規定された入学者の構造との間の平行な関係を色濃く残したままで、大正期から、昭和戦前期へと推移するのである。その間において「中学校令」改正（1919年）があり、中学校は尋常小学5学年修了と接続することになった。

1930年の公私立中学、高等学校尋常科入学者の中にはこうした尋常小学5学年修了者が登

場している。またこの時期になると中等学校と小学校との接続関係は実態的にも成立し、中学校・高等女学校入学者の90%以上が尋常小学校卒業者で占められることになったのである。

2.3 中等教育諸機関と入学競争率

前項では中等諸学校と入学者の間に構造的連関性があることを見てきたが、そうした進学者を迎える中学諸学校と入学競争率との間の構造的な関連性を本項では考察することにしよう。再び付表1を参照していただきたい。

A, B, Cのいずれの型に属する中等教育機関においても、官立学校の入学競争率は比較的高い。官立の乙種実業学校（東京高等工業の附属学校）は公私立中学より入学競争率が高い。それは官学の優位性を反映するものであろう。入学競争率が官公私学ともに高率なのは高等学校尋常科である。この修了者たちはそのまま高等科に進み、その後は、次章1節にのべるように、帝国大学や官立大学などへ進むことがほぼ約束されていたも同然であった。しかしこの場合も官立校が最も優位であり、その入学競争率は最も高い。

つまりいずれの場合においても同一種類の学校間における官立校の公私立校に対する優位性は入学競争率に見事に反映していると結論するのである。次に中学校・甲種実業学校・乙種実業学校等の類型を異にする学校間の序列的構成が入学競争率といかなる関連性を有するのかについて考察することにしよう。

文部省統計によれば実業補習学校は各種学校同様、特に入学者選抜を行うことなく、入学志願者を全員入学させていたと考えられる。

付表1の代りに第4表を見ると、1900年から1940年までの各10年間の各学校の年間平均入学競争率に関しては「甲実」>「徒弟」>「乙実」および「高女」>「実科高女」の関係が常に成立していることがわかる。また「中学」>「甲実」の関係も戦時体制下の最後の10年間を除けば常に成立していたのである。

入学競争率の学校類型間にみられる差異は僅少だが、それでもやはり各学校の序列的構成をそれなりに反映しているとみてよい。

しかし学校間にみられる序列的構造が入学競争率にそれ程顕著に現われなかったのはどのような理由によるのであろうか。それは入学者の構成との関連の中でのべたことからほぼ明らかだが、例えば中学校には経済力の乏しい家庭の子弟は才能があっても志願することを断念せざるを得なかった。つまり入学試験以前のいわゆる「選抜以前の選抜」¹⁹⁾によって志願者層がコントロールされていたことが入学競争率の中に序列化現象を顕著にさせなかった最大の理由であろう。

また第4表には各10年間における学校種別の入学志願者比率と入学者比率を示しておいた。これと付表1の入学志願者数、入学者数（入学志願者／入学競争率）を参照すれば、入学志願者の増加に対して各学校は入学者をどのように増加させながら、国民の中等教育要求に応えたのかを見ることができよう。

第 4 表 戦前期各10年間に於ける学校種別、入学志願者比率、入学者比率
および年間平均入学競争率⁴⁾

型	種 類	1900～1910年			1910～1920年			1920～1930年			1930～1940年		
		志願者 比率 (倍)	入学者 比率 (倍)	年間平 均入学 競争率	志願者 比率 (倍)	入学者 比率 (倍)	年間平 均入学 競争率	志願者 比率 (倍)	入学者 比率 (倍)	年間平 均入学 競争率	志願者 比率 (倍)	入学者 比率 (倍)	年間平 均入学 競争率
A	中 学 校	1.30	1.16	1.79	2.03	1.48	2.24	0.88	1.58	1.93	2.00	1.47	1.75
	高等女学校	6.38	4.63	1.76	3.17	2.30	2.07	1.50	2.36	1.84	1.86	1.64	1.68
	高等学校 ⁵⁾ 尋常科	-	-	-	-	-	-	1.06*	1.82*	6.36*	0.45	1.02	4.90
B	甲種実業学校 ⁶⁾	1.03*	1.10*	1.69*	1.81	1.44	1.86	4.37	5.54	1.82	2.75	2.26	1.86
	甲種実業学校	0.98	1.26	1.18	2.44	2.06	1.17	0.90	0.85	1.37	3.54	2.95	1.51
	実科高等 ⁷⁾ 女学校	-	-	-	1.71*	1.46*	1.28*	0.82	0.96	1.28	1.83	1.63	1.24
	徒 弟 学 校	4.67	5.55	1.41	1.80	1.71	1.44	-	-	-	-	-	-
	実業補習学校	-	31.60	-	-	3.01	-	-	2.37	-	-	1.13	-
AB	各 種 学 校	-	1.35	-	-	2.99	-	-	0.63	-	-	7.26	-
C	甲種実業学 ⁸⁾ 校 予 科	2.71	1.68	1.97	6.15	2.95	2.75	0.01*	0.02*	3.47*	-	-	-
	専門学校予科	9.35	27.61	1.43	1.34	0.65	1.75	0.31	0.45	2.55	0.70	0.61	1.97
	師範学校予科	5.17	3.80	3.02	0.41	0.47	3.96	-	-	-	-	-	-
	高等師範学校 予科	2.89	3.00	4.07	0.77	0.61	2.15	-	-	-	-	-	-

- (注) (1) 付表1より作成
 (2) 入学志願者比率(倍) = 入学志願者数 / 10年前入学志願者数
 (3) 入学者比率(倍) = 入学者数 / 10年前入学者数
 (4) 各10年間に於ける初年度、中間年度、最終年度データより計算
 (5) 1920～1930の数値は1925～1930に関するもの
 (6) 1900～1910の数値は1905～1910に関するもの
 (7) 1910～1920の数値は1915～1920に関するもの
 (8) 1920～1930の数値は1920～1925に関するもの

今一度付表1にもどることにしよう。

中等教育諸機関の入学競争率は、上にのべた「選抜以前の選抜」を背景としながら大正中期から後期にかけて戦前期における最高値を記録した。この「入学難」問題は社会問題として衆議院においても採り上げられ、²¹⁾それは昭和初期以降の中等学校入学者選抜制度改革へと発展したのであった。²²⁾

この選抜制度改革は選抜方法の改善の点では見るべきものが多く、「学科試験の廃止」、「小学区制」、「総合選抜」、「内申書」の導入など、戦後の新制高等学校入学者選抜制度の中において継承すべきものとして積極的な評価が与えられたものは少なくない。²³⁾しかし今日高等学校が「準義務化」段階にあり、戦前期の試みの意義が一層評価され継承されるべき時期にあるにもかかわらず、果して今日の高校入試制度・方法は戦前の教訓を生かし得ている

のであろうか。ただ戦前期にあっては、この意欲的な選抜制度・方法の改革も「選抜以前の選抜」や中等教育制度における序列的構造の改革と連動し得なかったために、大きな限界を有するものであったといえよう。

3 進学者からみた高等教育の構造

3.1 高等学校・専門学校と入学競争率

高等学校は帝国大学と直結し「国家の須要なる」人材養成のための予備教育機関であり、「高等の学術技芸」の教育機関としての専門学校（実業専門学校を含む）とは別格の高等教育機関であったことはすでにのべた通りである。

明治期においては専門学校の中でも、官公立専門学校は弁護士、医師等の国家試験や兵役義務²⁴⁾に関しての特典が認められていたが、私立専門学校のそれはかなり限定的なものであり、官公立学校の優位性は歴然としていた。

このような高等教育制度の序列的構造の下での高等学校、官公立専門学校および私立専門学校の入学競争率を比較・考察してみることにする。第5表から明らかなように、戦前期を通して入学競争率に関しては「高校」>「官公立専門」>「私立専門」の関係が成立している。

高等学校、専門学校間における制度的な序列構造が進学者の動向、すなわち入学競争率の高低に見事に反映しているといわざるを得ない。

大正後期になると、官立高等学校は25校を数える。この他に公私立高等学校、官公立大学予科が新設され、これに加えて多数の官公立専門学校が設置された。一方、帝国大学は拡充したが設置数は変らなかった。こういう状況下では東京帝大を中心とする帝国大学への高い進学率を誇る高等学校に優秀な受験生が集中する。特に一高、二高、三高には成績優秀者の大半が集中²⁵⁾し、他の高校との格差が拡大している。つまり官立高等学校の中においてさえ、進学者からみれば序列的構造ができあがっていたのである。

昭和初期においては高等学校中のトップ、一高からでさえ東京帝大への合格率が56%²⁶⁾という厳しい入学状況である。こうした時期には名門高等学校とともに有力大学予科に進学者が殺到するのは火を見るよりも明らかである。

有力大学予科に合格すればその大学学部に進学するパスポートを手に入れたも同然なのであった。確かに第5表に示されているように、官立大学予科（北海道帝大と東京商大）および公立大学予科（医科大学3校他）の入学競争率は10倍前後という高率になった。しかし私立大学予科の入学競争率はそれに比べるとかなり低いのである。私立専門学校の入学競争率はそれよりも低く、これらの私立学校が高等教育体系の底辺層を構成していることを進学者たちは実によく見抜いているといわざるを得ない。

1) 第 5 表 入学志願者から見た高等教育の構造—学校種別入学志願者数と入学競争率

種 類	設置者	1900 (明治33)	1905 (明治38)	1910 (明治43)	1915 (大正4)	1920 (大正9)	1925 (大正14)	1930 (昭和5)	1935 (昭和10)	1940 (昭和15)	1945 (昭和20)
高等学校	官立	3,832	4,709	9,232	9,666	23,580	31,542	31,749	28,871	35,840	29,464
	公立	-	-	-	-	-	380	2,133	1,481	2,312	1,265
	私立	-	-	-	-	-	831	1,709	619	1,764	742
	計	3,832	4,709	9,232	9,666	23,580	32,753	35,091	30,971	39,916	31,471
大学予科	官立	-	-	230	328	6,439	3,110	5,085	4,862	6,299	2,067
	公立	-	-	-	2,93	10,24	4,159	4,011	2,042	3,101	3,018
	私立	-	-	-	-	12,888	21,391	36,365	22,720	50,761	39,846
	計	-	-	230	328	20,860	28,660	45,491	29,624	60,181	44,931
専門学校	官立	1,349	7,531	10,402	11,901	18,371	31,228	42,682	52,288	65,988	85,565
	公立	*	717	1,701	2,130	3,934	2,500	2,721	4,783	7,518	72,138
	私立	*	7,813	7,853	9,645	22,528	30,263	60,476	54,176	117,299	196,973
	計	1,349	16,061	19,956	23,676	44,833	63,991	105,849	111,247	190,805	354,676
師範学校	公立	13,919	21,545	22,063	19,968	13,532	48,764	59,474	34,813	36,005	29,900
	私立	593	1,184	720	937	1,247	6,341	8,615	6,639	5,020	10,135
大学	官立	725	1,368	1,667	2,632	3,069	6,932	8,991	9,585	8,123	10,992
	公立	-	-	-	-	253	871	2,423	2,491	2,886	3,051
	私立	-	-	-	-	98	344	938	282	318	454
	計	725	1,368	1,667	2,632	3,831	5,048	8,873	9,850	17,744	12,816
各種学校	公立	-	-	376	995	604	13,195	21,225	22,208	29,071	27,313
	私立	*	*	-	-	-	17	718	4,378	11,123	1,853

出典：各年度「文部省年報」より作成

(注) (1) 外国人学生生徒は含まれていない。
 (2) 高等学校大学予科、高等科を扱う。高等学校令施行(1919)以降、公立校設置
 (3) 1910、1915は東北帝大、1920以降は北海道帝大、大学令施行(1919)以降、公立大学予科設置
 (4) 実業専門学校を含む、本科を扱う。
 (5) 本科以外を含む。
 (6) 本科学部令施行(1919)以降、官立大学設置、本科を扱う。
 (7) 専門学校に類する入学志願者数、下段の数値は入学競争率
 * 印はデータ不詳

3.2 教員養成機関と入学競争率

高等師範学校は師範学校教員等養成のための機関であったから、当初入学者は師範学校出身者に限られていた。公立中学校卒業生に入学資格が与えられたのは1894(明治27)年以降のことである。また官費制²⁷⁾であるから経済力のない家庭の優秀な子弟にとっては魅力ある進学コースであり、師範学校は高等小学校(修業年限3年の場合)と接続している点も異色であった。師範学校の官費制は徹底しており現役中の軍人に似て、学費の他日用雑貨、帰省の際の旅費等々に到るまで一切が支給されていた²⁷⁾。したがって、家庭が貧しく中学校進学を断念して高等小学校に進んだ少年たちにとって、師範学校は「秀才の登龍門²⁸⁾」であった。したがって高等師範学校・師範学校の入学競争率は高等学校や専門学校のそれと同列には論じられない多くの要因を含んでいる。第5表に示された入学競争率は予科を除く本科、専修科、簡易科等、すべてのコースの志願者、入学者を対象としたものである。

それにもかかわらず師範学校の入学競争率は非常に高い。こうした状態は昭和初期まで続いている。高等師範学校の入学競争率は、それと接続する文理科大学が大正期に設立されて以降、第5表に見るごとくかなりの高率となったのである。

教員養成機関においても、上級学校との接続関係が成立することによって下級学校の入学競争率が上昇する現象が生じている。これは上級学校に接続することによって社会的評価が高まるというメカニズムが存在することを意味しているのであろう。

3.3 大学の構造と入学競争率

帝国大学と官立高等学校に関していえば、明治から大正初期までは密月の時代であった。次章で論じるように無試験で入学させているところも少なくなかったのである。しかし大正期になって高等学校が急増してくると事情は一変する。勿論高等学校卒業生の増加に対処して官立大学、公私立大学は増設されたのだが、前述の一高から、東京帝大への合格率の低下にみられるように帝国大学は難関となった。

官立大学はすべて単科大学であり、次章でのべるように、専門学校卒業生に入学資格を与えたところが多く、そのため志願者が増加し、帝国大学並みの難関となった。

公立大学は年々その構成が変動しており複雑である。1930年の時点では医科大学3校、商科大学1校である。当時医学系大学は一般に入学競争率が高くそのうえ、公立大学は予科を併置しているため実質上の募集定員は少ない。この時期の公立大学の入学競争率が帝国大学などよりも高かったのはそうした事情を反映したものと考えてよい。

私立大学は「大学令」以降専門学校(すでに大学と称していた)の昇格という形で続々と設置され、1930年までに24校に達しほぼ安定する。したがって1920年から1940年にかけて入学志願者、入学者数に増加はみられるが、急増ではない(第5表)。また授業料は官立大学よりもむしろ低額におさえられているところが多く、教育研究条件は帝国大学や官立大学と比較すべくもない貧しい状態であった。私立大学は本科といえども入学競争率は第5表に見

るように低かったのである。

大学入学者選抜においても「選抜以前の選抜」の要因が大きく作用している。高等学校卒業者はすべての大学の入学資格を有するが、専門学校・実業専門学校卒業者は、特に帝国大学の場合には「学力検定」（次章3節参照）に合格しても、入学試験の資格が与えられない場合も多かった。九州帝大の入学競争率は大正期までは帝大中最下位を低迷していた。しかし九州帝大は次章で述べるように専門学校出身者に「学力検定」を行い、積極的に入学資格を認めている。そのため1930年には入学競争率は1.96倍となり、東京帝大（1.78倍）（京都帝大（1.47倍）、東北帝大（1.74倍）³⁰⁾などの先発帝大の入学競争率を越えることになった。これに類する状況は上述のように官立大学の入学競争率が帝国大学より高率という現象にもみられる。

前節の中等教育の構造で論じたことだが、「選抜以前の選抜」の要因が機関別に異なると入学競争率と教育機関の中に存在する序列構造との連関性は単純ではなくなる。

それでも、入学資格要件が最もゆるやかで最も多くの青年たちに開放されている私立大学の入学競争率が最も低い。このことは私立大学が大学の序列的構造における底辺層に位置づけられていたことの証左に外ならないのである。

II 中等教育と高等教育の接続関係と入学者選抜

1 中等教育機関と高等学校の接続関係と入学者選抜

1.1 中学校との接続関係の展開

明治中期において高等中学校は区域内の公立中学校の成績優秀者を無試験で入学させていた。³¹⁾このことは、中学校と高等中学校の間に接続関係が成立していたことを意味するかにみえる。³²⁾しかし事情はそう単純ではない。当時はむしろ帝国大学の予備門としての高等中学校の教育水準や入試問題のレベルが高く、中学校卒業との学力差が大きかった。³³⁾一方、高等中学校に予科が設置されていたこともこの教育水準の非連続性の解決策に外ならなかったし、また進学者たちは中学校卒業後または中退して私立予備校（各種学校）で受験準備をする者が少なくなかった³²⁾のである。

中学校との接続関係が制度的に成立するのは「高等学校令」（1894年）によって、高等中学校が高等学校と改称され、高等中学校予科が廃止された時からである。³⁴⁾同令につづいて定められた「高等学校修業年限及入学程度」（1894年）において「高等学校入学の程度は、尋常中学校（修業年限5年）の程度に依る」とされた。後述の「総合試験制」を定めた「高等学校大学予科入学試験規程」（1902年）³⁵⁾においてはじめて高等学校の入学資格は中学校卒業者と明示されたのである。

大正期に公布された「高等学校令」（1918年）は中学校と高等学校の接続関係に重大な変更をもたらすことになった。同令によって高等学校入学資格は中学校第4学年修了とされ、

中学校第5学年の教育は高等学校進学者にとって必須のものではなくなったのである。

同令施行後、中学校教育は混乱を極め、衆議院においても問題とされたのであった。¹⁰⁾

後掲第6表が示すように、1920(大正9)年以降、高等学校高等科やそれと修業年限、教育水準等が同等の大学予科には中学校第4学年修了者が多数入学するところとなった。

1.2 実業学校等との接続関係の展開

「高等学校大学予科入学試験規程」(1902年)において中学校卒業でない者、つまり実業学校出身者等は各高等学校で実施される予備試験に合格すれば高等学校入学資格(入学試験の受験資格)が得られることになった。

この翌年、「専門学校入学者検定規程」³⁶⁾が公布され、この「専検」合格者には高等学校入学資格が与えられるよう改正された。そのため予備試験は不必要となり廃止された。つまり「専検」制度成立以降においては、実業学校卒業生等は「専検」に合格すれば高等学校入学資格を得て中学校卒業生と肩を並べて受験できることになったわけである。

「専検」については、次節で詳述するが、これに合格することは極めて困難なことであり、「専検」は上級学校進学の「禁止試験」³⁷⁾と酷評された程であった。「専検」が1924年 国家試験として実施されるようになってからは難試験等の問題はかなり改善されることになった。同年実業学校出身者等の中で、甲種レベルの実業学校卒業生のみが「一般指定」つまり「一般専門学校の入学に関し中学校卒業生と同等以上の学力あり」と認められ³⁸⁾、「専検」を受けなくとも直接高等学校の入学資格が得られることになった。

前述の「高等学校令」により高等学校は専門学校とは異なり、中学校第4学年修了と接続することになった。そのため高等学校入学資格試験いわゆる「高検」が導入され、中学校に在学していない年齢16才以上の男子を対象として、中学校第4学年までの必須科目について第4学年修了程度で実施されることになった。³⁹⁾この入学資格試験も「専検」制度の整備に呼応して、受験科目の分割試験や試験科目の一部免除等が大正後期に認められたが、⁴⁰⁾それまでは難試験であったといえよう。

また「高等学校令」以降、高等科入学に関し中学校第4学年修了生と同等以上の指定を受けた、いわゆる「高入指定」校が認められた。「高入指定」は初期において学習院中等科(4学年修了)、陸軍幼年学校および名門私立学校に与えられていたが、戦時体制期には各種学校中、⁴¹⁾中学校に類する公私立校の大半に与えられることになった。

甲種レベル実業学校を除く実業系諸学校、すなわち乙種実業学校、実業補習学校、青年学校および実業学校に類する各種学校等の出身者は、次節で詳述するように「実業学校卒業程度検定規程」による学力検定に合格すれば、甲種レベルの実業学校卒業生と同等と見なされ、「一般指定」が与えられたのである。換言すれば甲種レベルの実業学校を除く実業諸学校出身の青年大衆は、高等学校入学試験の受験資格を獲得するだけのために「高検」、「専検」あるいは実業学校程度の学力検定の難関に挑戦し、合格しなければならなかったのである。

1.3 接続関係の実態

前項 1.1 および 1.2 において制度的な接続関係について考察してきたが、以下に中等教育機関と大学予備教育機関（高等学校および大学予科）の接続関係の実態を入学者の入学前における教育歴を通して考察することにした。

本論に入る前に、大学予科と中等学校との接続関係について一言のべておきたい。大学予科の中でも北海道帝大予科⁴²⁾および東京商大予科は、公立高等学校とともに、官立高等学校入学者選抜規程に準じて入学者の選抜を行ってきた。このことに抽象されるように中等学校との接続関係に関しては大学予科と高等学校は同列にみてよい。

さて第6表を見れば大正期から昭和戦前期を通して高等学校・大学予科入学者の圧倒的な部分は中学校出身者によって占められていたことがわかる。後節の専門学校入学者の場合と異なり中学校4学年修了者も多数入学している。高等学校、大学予科が中学校4学年修了と制度的に接続しても実態的には中学校卒業者の比率が最も大きい。ただ公立高等学校は尋常科を併置しているので入学者中尋常科修了者の比率が大きいのは当然のことである。

官公立大学入学者中、「専検」合格者の割合が最も大きかったのは創設間もない時期においてであった。創設期を過ぎ、昭和期には「専検」制度が整備されながらも、入学競争率の上昇（前掲第5表参照）とともに「専検」合格者の比率は急激に低下した。昭和期に「専入指定」合格者が登場したのは甲種レベル実業学校卒業生等が「一般指定」を受けて高等学校入試の戦列に参加したことを意味する。「高検」合格者は「専検」合格者に比べて一般に少ない。「高入指定」合格者は私立大学予科に登場したが、年々減少する傾向であった。

上に概括した一般的傾向のなかであって注目されるのは、私立大学予科が「専検合格」、「専入指定」、「高検合格」および「高入指定」の形で実業学校出身者等を毎年比較的多数（入学者中比率14%前後）を迎え入れていることである。それと東京商科大学予科は甲種商業学校出身者に入学資格を与え、1930年には彼等が全入学者中5%を占めるにいたったのである。しかし、その他の学校は実業学校出身者等には極めて難関であり狭き門であった。

1.4 高等学校入学者選抜制度・方法の展開

高等学校への進学が中学校教育を受験準備に偏向させていると公的文書のなかで文相井上毅が表明した⁴³⁾のは、中等教育就学率がまだ1%前後（前掲第1表参照）の時期である。当時高等学校ではなくまだ高等中学校の時代であった。つまりこの時期においてすでに入学者選抜制度改革の必要性が関係者の中に胚胎していたとみてよいであろう。以下に明治中期以降の高等学校入学者選抜制度・方法の歴史の変遷を通覧しておこう。

無試験入学制度 明治中期にあつて高等中学校と中学校の接続関係が不十分な段階で、区域内の公立中学校卒業生のうち成績優秀な者を高等中学校本科・予科の相当学年に無試験で入学させていたのが、無試験入学制度³²⁾である。この制度は公立中学の他、名門私立中学⁴⁴⁾や後

第6表 高等学校および大学予科入学者の入学前の教育歴、年齢構成

区分	種類	設置者	入学前の教育歴 (%)										入学時の平均年齢	備考		
			高校専科卒業	中学校卒業	中学校4年修了	専修1)合格	専修2)指定	高検3)合格	高入4)指定	甲種実業卒	その他	計				
1920年 (大正9)	大学予科	官立	-	77.0	23.0	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	19年4月	北海道帝大予科(3年制)
		官立	-	82.0	13.7	3.9	-	-	-	0.5(商業)	-	-	-	100.0	18.6	東京商大予科(3年制)
		公立	-	82.4	14.0	3.6	-	-	-	-	-	-	-	100.0	18.6	大阪・愛知医大予科(3年制)
		私立	-	70.5	15.1	5.4	-	-	0.8	-	8.2	-	-	100.0	19.11	8私立大学予科
1930年 (昭和5)	高等学校 高等科	官立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18.10	15校
		官立	-	81.6	18.0	0.3	-	-	-	-	-	-	-	100.0	19.2	北海道帝大予科
	大学予科	官立	-	67.9	23.5	0.5	-	-	-	-	5.0(商業)	-	-	100.0	17.10	東京商科大学予科
		公立	-	85.6	14.4	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	18.3	愛知・京都府立大予科
		私立	-	67.0	18.1	0.3	9.9	0.2	4.3	-	-	0.3	-	100.0	19.7	24私立大学予科
		官立	1.5	71.9	25.5	0.3	0.7	0.1	-	-	-	-	-	100.0	18.1	25校(専修科は東京 高校1校)
高等学校 高等科	公立	27.6	45.3	26.5	-	0.6	-	-	-	-	-	-	100.0	19.2	富山・浪速・府立高校 (全校専修科あり)	
	私立	66.0	21.4	11.4	-	-	-	-	-	-	-	1.1	100.0	17.6	武蔵・甲南・成蹊・成 城高校(同上)	
1940年 (昭和15)	大学予科	官立	-	99.7	-	-	-	-	-	-	-	0.3	-	100.0	-	北海道帝大予科
		官立	-	92.0	-	-	-	-	-	-	-	-	8.0	100.0	東京商大予科 (神戸商大予科は含まず)	
		公立	-	84.9	13.3	1.8	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	大阪・京都府立大予科
		私立	-	72.9	11.8	-	10.5	-	3.4	-	-	-	1.4	100.0	-	26私立大学予科
高等学校 高等科	官立	1.4	80.9	16.6	0.1	1.0	-	0.1	-	-	-	-	100.0	-	上記25校	
	公立	49.8	40.8	9.4	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	上記3校	
	私立	70.0	23.8	6.2	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	上記4校	

出典：各年度「文部省年報」より作成

(注) (1) 専門学校入学者検定規程による試験検定合格者
 (2) 文部大臣に於て一般専門学校の入学に関して中学校卒業者と同等以上の学力ありと指定したる者
 (3) 高等学校高等科入学資格試験合格者
 (4) 文部大臣に於て高等学校高等科の入学に関して中学校第4学年修了者と同等以上の学力ありと指定したる者

年高等学校進学準備の「^{モデル}模範」校となった高等師範学校附属中学校にも適用されていた。¹¹⁾

また、明治末期、後述の「総合試験制」が廃止された時期に「高等学校大学予科入学者選抜試験無試験検定規程」(1910年)⁴⁵⁾が定められた。各高等学校は同規定に従って募集定員の1/5以内の範囲で無試験検定により志願者の入学を許可することができることになった。この検定を受けることのできる資格は中学校第3・4学年における学業成績が上位1/4以内。卒業試験成績が卒業生中上位1/10以内の者とされた。有資格者は中学校長の推薦状(所定の書式)を高等学校長に提出し審査を受けることができるというものであった。

「無試験検定」による入学者定員の枠は、1917(大正6)年に1/20以内と改訂されたが、⁴⁶⁾1918年の「高等学校令」以降もこの制度は存続したのである。⁴⁷⁾

なお、「無試験検定」が実施されたのは教育機会の拡大の発想によるものではなくエリート養成の論理にもとづくものであった。つまり中学校の成績優秀者に対しては殊更に受験準備教育を課することをやめて、その弊害から保護し、一層能力育成をはかろうという論理が強く作用していたといえよう。

「総合試験制」 高等学校の入学競争率は井上文政期の1894年に1.38倍であったが、⁴⁸⁾1900年に2.69倍、1910年3.20倍(前掲第5表)と急上昇であった。

そのため1902(明治35)年文部省はこの事態を改善するために、「総合試験制」という新方式を定め、翌年より実施した。

「総合試験制」は「高等学校大学予科入学試験規程」(1902年)³⁵⁾によって規定され、その内容の概要は次の通りであった。

- (1) 中学校卒業者は選抜試験を直接受験できるが、実業学校等出身者は先ず中学校卒業程度の予備試験(1903年以降「専検」に代る)に合格してから選抜試験を受ける。
- (2) 選抜試験(中学卒業程度)は全国同時に各高等学校で実施される。試験科目は中学校学科目中より選ばれ毎回告示される。
- (3) 選抜試験の受験者は志望校、志望部(学科に相当)を2個以上(翌年より同一部に限定)順位をつけて指定することができる。
- (4) 選抜試験後受験者を志望部ごとに分類し、成績順に各高等学校各部の募集定員に見合う人数の合格者を選び第1志望校から配当する。試験成績同一の場合は抽選により配当する。

この明治期の「総合試験制」は昭和初期に中学校入学者選抜制度に導入され、戦後新制高校の入学者選抜制度に継承されることになった「総合選抜制」の原型であった。明治期においてこうした意欲的な試みを実現しえた背景には、高等学校間の教育内容・水準が帝国大学予備教育という点から全国的にはほぼ同一であったことがあげられよう。⁴⁹⁾しかし実際にこの制度が採用された真意は、激増する受験浪人を救済するためでなく、一部の高等学校では入学競争激化のため比較的優秀者が落第するなど学校間において入学者成績最下限に格差が生じているのを改善し、成績優秀者の脱落を防止することにあつた。⁵⁰⁾

「総合試験制」は一部修正されたが数年間実施され、1909(明治41)年廃止された。しか

し「総合試験制」は入学競争が激化した大正期において復活⁵¹⁾し2年間続くが「高等学校令」実施後(1919年)⁵²⁾廃止されている。

「共通入試」と「二班試験制」 「高等学校令」(1918年)によって2度目の「総合試験制」が廃止された後も、入学者選抜試験は全国同時に同一問題⁵³⁾でいわば「共通入試」が行われた。従来の「総合試験制」と異なるのは合格者の決定など各校ごとに行ったという点である。

当時「共通入試」の上位成績合格者の過半数は一高、二高、三高に集中し、これに対して下位成績合格者の85%が松江高、七高、五高(比率の高い方から)²⁵⁾に集中し、官立高等学校の序列構造が浮きぼりにされたのである。

前掲第5表に示されているように、大正期から昭和期にかけて入学競争率が高まり、入学難が社会問題となった。この入学難の緩和策として、1925(大正14)年より「二班試験制」⁵⁴⁾が施行されることになったのである。

「二班試験制」は受験生に2度の受験機会を与えるための制度である。高校を2班に分け、各班が期日をずらせて選抜試験を行う。志願者は各班から1校ずつを順位を決めて指定することができるというものであった。しかしこの制度も入学難の解決にはほとんど寄与するところはなく、⁵⁵⁾1927(昭和2)年の「高等学校規程」改正に呼応して、僅か2、3年で廃止されたのである。⁵⁶⁾

総合判定方式 大正期以降の中等学校の入試激化と受験準備教育への偏向を解決するため昭和期には中等学校入学者選抜制度の改革^{22), 57)}が継続的に実施された。先ず学科試験が全面的に廃止され、それに代って「三者併用方式」(内申書・人物考査・身体検査)の採用と「総合選抜制」(数校が連合して入学者選抜を行う)の導入がすすめられた。後に「三者併用方式」は口頭試問を重視した「三者総合判定方式」改善されて実施されることになった。

高等学校の入学競争激化の動向の中で中等学校同様入学者選抜に関して抜本的改革が意図されたが、学科試験廃止の措置は困難視された。だがそれ以降選抜試験成績と出身中学校における学業成績を対等の比重で評価することが指示され、出身校の調査書にもとづく口頭試問の採用が奨められた。また試験科目数が3科目以内(専門学校は4科目以内)に制限され、試験科目名の公表は試験3ヶ月前までふせておき、長期にわたって少数科目についての集中的受験準備を防止した。⁵⁸⁾この方式が約8年続いたが、1940(昭和15)年、上述の中等学校選抜制度改革の動向に呼応して、高等学校入学者選抜制度が改正され、翌年から「調査書」⁵⁹⁾「筆記試問」、「口頭試問」および「身体検査」による総合判定方式が実施されることになった。筆記試験問題は文部省で作成し、全国同一問題であった。この方式においては特に口頭試問が重視されたことが一つの特徴であった。

以上戦前期の高等学校入学者選抜制度・方法を通覧してきたが、今日大学入学者選抜制度・方法の改善に関する論議の中で登場している「アイディア」はすでに戦前期の高等学校入学者選抜においてほとんど全て実験済みのものだといえよう。

当時においてこうした試みを実現できたのは「強い国家統制によって支えられていたため⁶⁰⁾」と考えられる。それと同時に重要なことは専門学校等に比べて高等学校間格差が少なかったことが「総合試験制」や「共通入試」実現を可能にしたのである。上述のごとく、この意欲的な入学者選抜制度・方法の改革は成績優秀者の脱落防止や中学校の受験準備教育化の弊害の解消を意図したものであった。しかし一方において高等教育制度における高等学校・帝国大学を主軸とした重層的序列的構造は固定的なものとして温存され、また昭和期に高等学校の量的拡大の停滞が続き、前章にみたように入学競争は激化し続けたのである。こうした状況下においては高等学校入学者選抜制度・方法の改善が期待された効果を挙げることは極めて困難なことであったといわねばなるまい。

2 中等学校と専門学校の接続関係

2.1 中学校との接続関係の展開

明治期において多種多様な専門諸学校が設置されたが、この専門学校が中等諸学校の上位に位置する高等教育機関であることがはじめて明文化されたのは「医学校規則」(1883年)⁶¹⁾においてである。

「専門学校令」(1903年)は前章でのべたごとく、統一的な「最低基準⁶²⁾」を定め、専門学校の高等教育制度における位置を明確にしたものである。すなわち中等学校との位置関係は同令の入学資格に関する規定によって明確にされた。これによって専門学校は高等普通教育機関である中学校または修業年限4年以上の高等女学校の上に直結することが明示されたのである。すでに中学校は「高等学校令」(1894年)によって、エリートコースの高等学校との接続関係を制度的に成立させていたのであるから、今回の中学校と専門学校の接続関係の法制化は現状の追認とでもよぶべきものであった。⁶³⁾

大正期において高等学校は前節でのべたように早期人材養成の観点から中学校第4学年修了と接続すべく重大な変更を行ったが、専門学校と中学校の接続関係は戦前期を通して不変であったことは注目すべきことである。

2.2 「専検」制度の展開

上にのべた入学資格に関する規定において中学校・高等女学校卒業者と同等の学力を有すると検定された者に対しても入学資格が与えられた。この学力に関する検定は「専門学校入学者検定規程³⁶⁾」(1903年、以下「専検」規程と略す)に基づいて実施されることになった。

以上のことは中学校・高等女学校を除く他のすべての中等教育機関と専門学校との間に学校制度上の接続関係が成立していないことを意味する。その代り「専検」に合格すれば誰れでも専門学校の入学資格が与えられるというのである。入学資格とはいっても、有力な専門学校の入学志願者は募集定員を常に上まわっているのも、それは入学試験の受験資格が与えられたことを意味するものでしかない。

さて実業学校等と専門学校との学校制度上の接続関係の断絶を解決する役割を担った「専検」制度の歴史的な変遷について以下に考察することにしてしよう。

「専検」³⁶⁾には試験検定と無試験検定とがある。試験検定は便宜上官公立中学校・高等女学校で実施されることになっていた。ところが試験検定の実施は中学校等実施校の判断に委ねられ、必ずしも毎年実施されたのではなかった。また実施された場合においても、中学校等における第1学年から最終学年までのほとんどすべての科目を一時に試験し、全試験科目に合格しなければ検定合格とはならなかったのである。「専検」の試験検定はこのように実施が不確実な上、難試験であるため、「禁止試験」といわれるほど非難の声が強かったのであった。³⁷⁾

前章および上述の考察から明白なように実業学校等出身者にとって高等学校、専門学校進学への機会が「専検」合格しか道はない。しかし意欲ある青年たちの高等教育機会を上に見たように「専検」試験の放任主義的な運用によって踏みにじられ、こうした状態が大正後期まで続いたのである。

「専検」無試験検定⁶⁴⁾の資格は文部大臣が専門学校入学に関して中学校等卒業者と同等以上の学力を有すると指定された者とされている。つまり「指定」校の卒業者は「専検」試験を受けなくとも上級学校入学資格が得られるのである。ところが「指定」校の中には一般専門学校の入学に関して指定された「一般指定」校と特定の専門学校入学に関して指定された「限定指定」校の2種がある。

「一般指定」校の卒業者には専門学校・実業専門学校さらに高等学校の入学資格（＝受験資格）が与えられた。だが実業学校の中でも、中学校と同格の甲種実業学校卒業者が「限定指定」によって同系統の実業専門学校の入学者選抜試験の受験資格を得ていた程度であった。この甲種レベルの実業学校卒業者に「一般指定」が与えられたのは1924（大正13年）まで待たねばならなかったのである。明治後期以降設置された高等女学校実科および実科高等女学校の卒業者は「限定指定」すらも1924年まで認められていなかった³⁸⁾のであった。

実業学校関係者の熱望によって発布された文部省告示第109号³⁸⁾（1924年）によって、甲種レベルの実業学校、実科高等女学校、高等女学校実科および女子実業学校卒業者に「一般指定」が与えられ、彼等をはじめ中学校・高等女学校卒業者と上級学校入学に関しては同等の資格を得ることができたのである。

同年「専検」規定が改正され、非難をあびていた試験検定は国家試験として整備されることになった。毎年1回必ず実施されること、他の方面の学力が認められた者に対しては一部の試験科目を免除すること、特に重要なことは全科目を数年間にわけて受験し合格すればよいことを内容とした大巾な改正がなされた。この「専検」試験検定の改正により従来少数に過ぎなかった受験者が数千の多数に上ることになった。⁶⁶⁾

乙種実業学校、実業補習学校および各種学校卒業者にとっても「専検」試験検定は従来よりは近づきやすいものになったことは事実であろう。一方彼等は「実業学校卒業程度検定規

⁶⁷⁾定」(1925年)による学力検定に合格すれば就職に関しては甲種レベルの実業学校卒業者と同等とみなされることになった。⁶⁸⁾しかしこの学力検定合格者が専門学校入学に関し実業学校卒業者と同等とされていたわけではない。1928年の「同検定規程」改正および文部省告示第355号⁶⁹⁾は彼等にとって朗報であった。実業学校卒業程度の学力検定合格者は「一般指定」とされ、⁶⁸⁾実業学校および中学校出身者と肩を並べて高等学校・専門学校の入学者選抜に臨むことができることになった。

明治中期以降、中等教育機関の底辺層を構成していた実業補習学校等の出身者が実業学校出身者とさらには中学校出身者と肩を並べて専門学校・高等学校の選抜試験を受験することが制度化されるまでに30年以上の年月を要したのであった。

しかし苦難の道はまだ続くのである。実業学校卒業程度学力検定の合格率は1930年14.0%⁷⁰⁾1935年10.8%であり、学力検定合格は極めて難関であった。

昭和期になって各種学校中、中学校および高等女学校に類する公私立学校のなかには高等学校高等科および専門学校への入学資格を有する指定校が登場した。1940年には中学校・高等女学校に類する公私立学校210校(うち公立52)中139校(うち公立50)がこの「一般指定」⁷¹⁾を与えられた。しかし各種学校中最も多数を占める実業に類する学校(公立4校、私立668校)中「一般指定」を受けたものは皆無であった。

2.3 接続関係の実態

専門学校入学者の教育歴等に関する資料(第7表)を用いながら中等教育機関と専門学校の接続関係の実態について考察しよう。

明治末期以降大正期にかけて、いずれの官公立専門学校入学者の大部分も中学校卒業で占められている。官立医専は実業学校等との教育内容上の接続関係が成立しにくいだけに、中学校卒業者の占める割合が最も高い。専門諸学校の重層的構造の中で上層を構成する官立実業専門学校にも高等農林を中心として甲種実業学校卒業者が入学者の中に比較的多数進出している。

「専検」合格者が散見されるが、これは中学校、甲種実業学校を除く中等教育機関出身者が「専検」に合格し多数の入学志願者に伍して入学者選抜試験に臨み、見事合格したのであろう。また明治・大正期において「専入指定」の合格者がいないのは、甲種実業学校をはじめ実業系諸学校・各種学校等の卒業者が「一般指定」を受けるに至っていなかったことを反映しているのである。

明治末期に比べて大正期の入学者の平均年齢は全般的に高齢化している。これは入学競争の激化のため浪人者の比率が高まったことを意味している。ただ官立医専はいつの時期にあっても比較的年齢の若い、中学校卒業者によって占められていることが注目される。

明治・大正期においては「専検」合格者の入学者中に占める割合は微々たるものであった。

1930(昭和5)年には「専検」改正により国家試験として整備された効果が現われ、第6

1) 第7表 専門学校入学者の入学前の教育歴、年齢および卒業生の大学進学率

区分	種類	設置者	入学前の教育歴 (%)					入学時の平均年齢	卒業生の大学進学率 (%)	学術研究者の専攻等 (%)	備考
			中学校卒業	専修2) 合格	専入3) 指定	甲種実業学校卒業	その他				
1910年 (明治43)	医	官	99.4	0.6	-	-	-	19年10月	7.5	千葉・仙台・岡山・金沢・長崎・新潟医専の本科	
	外	官	87.9	-	-	12.1	-	22.3	4.3	東京外語本科	
	高	官	65.4	-	-	34.6	-	20.2	5.6	盛岡高農本科 (他の2校は含まず)	
	高	官	94.3	1.8	-	3.9	-	19.10	24.0	東京高商本科 (他の4校は含まず)	
	高専	官	93.0	-	-	6.9	-	20.5	0.9	東京高工本科 (他の7校は含まず)	
1920年 (大正9)	医	官	99.3	0.7	-	-	-	19.9	5.8	上記より仙台を除く6医専の本科	
	外	官	93.6	1.5	-	5.0	-	19.10	3.0	東京外語本科	
	高	官	59.3	-	-	40.7	-	24.5	1.5	盛岡高農本科 (他の4校は含まず)	
	高	官	71.6	-	-	28.4	5.6	23.0	0.0	神戸高商本科 (他の3校は含まず)	
	高専	官	91.8	-	-	2.6	-	26.0	2.8	東京高工本科 (他の7校は含まず)	
1930年 (昭和5)	実業専門	公	-	-	-	-	-	21.11	-	公立4, 私立62, 計64校の本科生	
	実業専門	公	-	-	-	-	-	20.2	-	公立2, 私立5, 計7校の本科生	
	専	官	87.6	22.4	-	-	-	18.6	2.0	富山・熊本薬専本科	
	専	官	87.3	2.2	-	10.5	-	19.0	3.4	東京・大阪外語本科	
	専	官	74.2	1.3	-	24.5	-	19.3	4.5	11高農の本科	
1940年 (昭和15)	専	官	67.0	0.2	-	32.8	-	19.1	6.6	11高商の本科	
	専	官	89.7	1.9	-	8.3	-	18.10	1.4	18高工の本科	
	専	公	-	-	-	-	-	明)21.6	-	公立8, 私立95, 計103校の本科	
	専	公	-	-	-	-	-	明)19.2	-	公立2, 私立7, 計9校の本科	
	専	私	明)91.0	-	8.4	-	-	-	3.0	8校の本科	
1940年 (昭和15)	専	公	明)56.3	-	43.7	-	-	-	5.8	9校の本科	
	専	私	明)63.6	0.4	33.7	-	2.2	-	2.5	102校の本科 (大学専門部を含む)	
	工	官	88.7	1.2	-	10.1	0.4	-	0.8	25校の本科	
	工	公	76.5	-	16.0	7.4	-	-	-	府立高工の本科	
	農	私	76.4	-	23.6	-	-	-	-	東京写真, 東京電機, 関西高工の本科	
1940年 (昭和15)	農	官	72.1	0.3	-	24.6	3.0	-	11.5	13校の本科	
	農	私	54.7	-	45.3	-	-	-	-	東京・麻布・日本獣医の3校	
	商	官	67.0	0.2	-	32.9	-	-	13.7	11校の本科	
	商	公	50.4	0.2	49.4	-	-	-	5.4	横浜市立, 兵庫県立高商の2校の本科	
	商	私	明)68.2	3.8	28.1	-	-	-	1.2	12校の本科	

出典：各年度「文部省年報」より作成

(注) (1) 大学進学率 = (大学進学人数) / (卒業人数)
 (2) 専門学校入学者検定期程による試験検定合格者
 (3) 文部大臣に於て一般専門学校の入学に關して中学校卒業者と同等以上の学力ありと指定したる者

表にみられる如く、すべての官立専門学校に「専検」合格者が進出した。特に顕著なのは薬学専門学校である。入学中者「専検」合格者の割合が20%を越えることとなった。

また注目すべきことは、入学競争の激化状況が続いているにもかかわらず、官公私立専門学校の入学者の平均年齢が低下し若年齢化現象が生じていることである。

戦時体制期においては専門学校志願者構成に変化が生じた。前項で論じたように各種学校卒業者や実業学校卒業程度学力検定合格者（実業補習学校、青年学校等出身者）が専門学校志願者の中に「専入指定」で加わった。1940年の各専門学校入学者中「専入指定」合格者の増大は上にみた各層の中等教育機関出身者に対する「専検」制度の弾力的な運用の成果であるとみてよい。

最後に本章第1、第2節において論じたことを総括すれば次のように結論しうるであろう。

戦前期における中等教育機関と高等学校・専門諸学校の接続関係は、中等・高等教育制度における重層的序列的構造が固定化された状況の中で、中学校・高等女学校との接合を基本として展開されてきた。中学校・高等女学校を除く中等教育機関は序列的構造の中における序列にもとづく順位で「専検」における特典（＝「指定」）を獲得しながら高等学校・専門諸学校との接続関係を形成してきた。

それと同時に国家試験として整備された「専検」が青年大衆の高等教育進学機会の拡大の面で果たした役割も決して小さくはないといえよう。

3 高等学校、専門学校等と大学の接続関係

3.1 高等学校、大学予科との接続関係

高等中学校は東京大学予備門の伝統を継承するものであったから、高等中学校卒業者は帝国大学分科大学に各自の選択によって入学できた。したがって「帝国大学令」（1886年）においては入学に関する規定を必要としなかった⁷²⁾のである。高等中学校と帝国大学との密月のような接続関係は、高等中学校が高等学校に改称（1894年）されて以降も持続したのである。つまり高等学校大学予科がまさに帝国大学予備門の機能を継承したのであった。

現に「京都帝国大学分科大学通則」⁷³⁾は高等学校大学予科卒業者が志望学科の属する分科大学に入学できることを明記している。但し志望者が各学科の定員を超過した場合には、その学科に限り、試験を行い成績順で入学させたのではあるが。前掲第5表に示されているように明治期の帝国大学の入学競争率は1.01～1.07という低率であるから、志願者が入学定員に満たぬところも多く、高等学校大学予科卒業者が無試験で入学できた例は少なくない⁷³⁾。

ただ志願者が定員を上まわることの多い分科大学では比較的早い時期に「競争試験細則」⁷⁴⁾を決めて、入学者選抜試験を施行している。例えば東京帝大工科大学は1904（明治37）年に「競争試験規程」を定めたのであった。

第8表から明白なように明治後期の各帝国大学の入学者の90%以上は高等学校大学予科または大学予科の卒業者によって占められている。

明治後期から大正期にかけて入学競争率の上昇（前掲第5表参照）にともない、東京帝大法科大学（1910年）⁷⁵⁾、農科大学（1916年）⁷⁶⁾など「競争試験規則」を定めて入学者選抜を行う大学が増加している。また競争試験の弊害が過度となったため「規則」を改正し、出身高等学校における学業成績によって入学者選抜をしようとする動きが東京帝大および京都帝大の分科大学の中に出てきた。⁷⁷⁾

入学者選抜を行う際にも、高等学校の学業成績のみを用いる。つまり高等学校の教育水準教育内容に信頼をおいた方式を採用している分科大学が少なくないことは注目すべきことである。

以上の考察から大正中期においても帝国大学と高等学校の接続関係が制度的にも教育内容水準等あらゆる面においても成立していたことはほぼ明白である。

「大学令」（1918年）公布以降、官公私立大学および公私立高等学校、官公私立大学予科が登場してからの高等学校および大学予科と大学との接続関係について以下に考察しよう。

「大学令」においてはじめて大学入学資格が規定されることになった。一般に予科を設置する大学は大学予科修了者に、その他の大学は高等学校高等科卒業者に優先的に入学資格を与えて入学させた。つまり「大学令」以降、大学は大学予科および高等学校高等科と接続関係を成立させることになったのである。

この時期においても入学競争試験を行わぬ大学・学部も少なくなかった。そのため高等学校文科および理科卒業者はそれぞれ法学・文学・経済学等の文科系学部および理学・工学・農学等の理科系学部に優先的（入学順位第1位）に入学できたのである。⁷⁸⁾ 入学順位の面でやや不利だが、文科卒業者が理科系学部にまた理科卒業者が文科系学部に入学する資格が認められた点⁷⁹⁾は注目すべきことである。

第8表に示されているように「大学令」以後、大正後期から昭和期にかけての帝国大学はじめ官公私立各大学の入学者中、高等学校高等科卒業者および大学予科修了者が圧倒的に多数を占めることになったのである。

確かに大正から昭和期にかけて各大学の入学競争が激化する（前掲第5表）が、高等学校および大学予科と大学との接続関係は確固たるものであったといえよう。

3.2 専門学校等と大学の接続関係

「帝国大学一覧、明治35・36年」によれば高等学校大学予科卒業者の他に入学資格を有する者は次の通りであった。⁸⁰⁾

- (1) 文部大臣により高等学校大学予科に準ずると認められた学校（学習院高等科など）の卒業者。
- (2) 大学（1894年より高等学校）が行う試験（「大学予科学力検定規程」（1895年）による）合格者。

専門学校は「認定校」ではなかったから、大学予科の「学力検定」に合格しなければ帝国

第 8 表 大学入学者の入学前の

年 度	機 関		高等学校	大学予科	学習院高	高等師範	専門学校	実業専門
			卒 業	修 了	等科修了	学校卒業	卒 業	学校卒業
1910 (明治43)	帝国大学	東 京	98.2	-	0.5	-	-	-
		京 都	90.5	-	4.0	2.5	-	-
		東 北	3.6	92.7	-	1.8	-	-
1920 (大正9)	帝国大学	東 京	87.4	-	0.9	-	-	-
		京 都	86.2	-	1.1	5.2	-	-
		東 北	64.8	-	-	2.8	-	13.6
		九 州	97.7	-	-	-	-	-
	北海道	1.4	98.6	-	-	-	-	
	官立大学	商 科	0.4	-	-	-	-	42.7
	公立大学 私立大学	医 科 全 体	- -	100.0 -	- -	- -	- -	- -
1930 (昭和5)	帝国大学	東 京	94.8	-	1.1	-	-	-
		京 都	94.2	0.2	1.1	0.4	-	-
		東 北	92.0	-	0.6	0.2	1.5	1.3
		九 州	75.2	4.2	-	-	13.1	-
		北海道	9.8	85.8	-	0.3	0.3	3.3
	官立大学	医 科	82.5	17.2	-	-	-	-
		文理科	7.5	-	-	78.6	0.5	-
		工 科	33.9	-	1.4	-	-	64.6
		商 科	13.4	40.3	-	-	21.5	23.3
	公立大学	医 科	15.4	84.6	-	-	-	-
		商 科	1.6	30.6	-	-	4.8	62.9
	私立大学	慶 応	4.6	95.3	-	-	-	-
		早稲田	0.6	91.3	-	-	7.5	-
他		9.9	73.5	0.1	-	15.6	-	
1940 (昭和15)	帝国大学	東 京	96.0	-	0.9	-	-	-
		京 都	91.6	0.1	0.9	0.5	-	-
		東 北	79.0	0.2	0.6	0.8	11.5	5.4
		九 州	57.2	3.5	-	-	36.2	-
		北海道	4.4	82.3	0.3	0.6	6.5	5.0
		大 阪	75.2	-	-	-	0.8	22.7
	官立大学	医 科	65.7	4.5	1.0	-	13.8	-
		工 科	21.1	3.9	-	-	13.7	60.2
		商 科	42.8	54.0	-	-	-	-
		文理科	0.8	-	-	75.2	6.2	-
	公立大学	医 科	-	100.0	-	-	-	-
		商 科	-	66.9	-	-	3.2	29.9
	私立大学	慶 応	-	90.4	-	-	2.2	-
		早稲田	0.3	79.7	-	-	19.1	-
他		2.7	63.0	0.1	-	32.9	-	

(注) (1) 本表は大学学部(本科)の入学者を扱う

(2) ()内の数値は女子学生数(内数)を示す。

教育歴，平均年齢

諸教員養成所卒業	陸海軍諸学校卒業	他学部卒業又は学生	その他学力検定による者	その他	合 計		入学者平均年齢	備 考
					比 率	総数 2)		
-	0.3	-	1.1	-	100.0	1,142 (0)	22年9月	
-	-	1.3	1.8	-	100.0	400 (0)	23.9	
-	-	1.8	-	-	100.0	55 (0)	21.8	
-	0.4	-	11.2	-	100.0	1,391 (0)	23.0	
-	-	1.5	6.1	-	100.0	542 (0)	23.4	
-	-	2.3	16.5	-	100.0	176 (0)	23.11	
-	-	-	2.3	-	100.0	171 (0)	23.10	
-	-	-	-	-	100.0	73 (0)	24.10	
-	-	-	-	56.8	100.0	227 (0)	21.9	1 大学
-	-	-	-	-	100.0	93 (0)	-	2 大学を含む
-	-	-	-	-	-	3,819 (0)	-	8 大学を含む
-	0.6	3.6	-	-	100.0	2,327 (0)	21.6	
-	-	0.9	3.2	-	100.0	1,602 (0)	24.10	
-	-	1.3	3.1	-	100.0	524 (0)	22.11	
-	0.2	2.3	5.1	-	100.0	612 (0)	23.9	
-	-	0.6	-	-	100.0	337 (0)	22.11	
-	-	0.2	-	-	100.0	406 (0)	22.7	6 大学を含む
8.6	-	3.7	-	1.1	100.0	187 (5)	25.11	2 大学を含む
-	-	-	-	-	100.0	280 (0)	22.3	2 大学を含む
0.8	-	0.2	-	0.4	100.0	484 (0)	21.2	2 大学を含む
-	-	-	-	-	100.0	273 (0)	21.8	4 大学を含む
-	-	-	-	-	100.0	124 (0)	21.11	1 大学
-	-	-	-	-	100.0	969 (0)	21.11	
-	-	0.4	-	0.2	100.0	1,391 (0)	22.4	
-	-	0.4	-	0.5	100.0	5,444 (2)	22.7	22 大学を含む
-	0.7	2.4	-	-	100.0	2,200 (0)	-	
-	-	1.3	5.6	-	100.0	1,364 (0)	-	
-	-	1.6	0.8	-	100.0	496 (2)	-	
-	-	2.6	0.5	-	100.0	657 (1)	-	
-	-	0.9	-	-	100.0	339 (1)	-	
0.3	0.3	0.5	-	0.3	100.0	383 (1)	-	
-	-	-	-	-	100.0	232 (0)	-	
-	-	-	-	15.1	100.0	312 (0)	-	6 大学を含む
-	-	-	0.4	0.8	100.0	256 (0)	-	1 大学
-	-	0.2	-	-	100.0	570 (0)	-	2 大学を含む
3.7	-	0.8	4.1	9.1	100.0	242 (9)	-	2 大学を含む
-	-	-	-	-	100.0	78 (0)	-	1 大学
-	-	-	-	-	100.0	154 (0)	-	1 大学
-	-	0.1	-	7.2	100.0	1,334 (0)	-	
-	-	0.6	-	0.8	100.0	1,767 (7)	-	
-	-	0.6	-	0.6	100.0	7,980 (27)	-	24 大学を含む

出典：各年度「文部省年報」より作成

大学の入学資格が得られなかったのである。ところが1898年には高等学校大学予科卒業者が優先的に入学資格を認められることになったため、入学定員に余裕がなければ専門学校出身者は「学力検定」に合格しても入学できないことになったのである。⁸⁰⁾

第8表を見れば、明治後期において認定校（学習院高等科，高等師範学校，陸軍砲兵学校）卒業者が大学によって入学者中の比率は異なるが1～5%程度占めている。これに対して専門学校等卒業生で「学力検定」で入学した者は全体の1～2%に過ぎない，ことがわかる。

さて「大学令」は帝国大学の拡張，官公私立大学の誕生をもたらし，専門学校等と大学との接続関係にどのような制度的変化をもたらしたのであろうか。それを以下に考察することにしたい。

前項において論じたように「大学令」は大学入学資格を規定し，当該大学予科修了者および高等学校高等科（「高等学校令」により改称）卒業生が入学資格者の第1に挙げられた。これに引きつづき文部大臣によりこれと同等以上の学力ありと認められた者が資格者として挙げられ，入学者順位も定められることとなった。

「京都帝国大学通則」（1920年改正）によれば，高等学校高等科卒業の入学志願者が定員に満たず欠員ある場合の第1位に学士入学，第2位が他学部への転入，第3位他の帝大からの転入とされ，最下位に文部大臣により同等以上と認められた者といった順位で入学資格を与えた。⁸¹⁾つまり専門学校等卒業生は上位順位の入学資格者によって定員が完全に満されずまだ余地があったときのみ入学資格を得る機会がえられたのであった。

さらに専門学校等卒業生は入学資格をうるためには「高等学校高等科学力検定規程」（1921年）や各大学学部「細則」などに基づく「学力検定」に合格することが必要条件とされた場合が多いが，「学力検定」に合格しても欠員がなければ入学資格は得られなかった。

また入学競争試験が実施される場合もそれは入学順位が上位の同順位者に対して実施されており，入学順位の低い「学力検定」合格者は競争試験の受験も認められなかったのである。

帝国大学の場合には京都帝大の例に象徴的に見られるように専門学校等「傍系」の出身者に対する教育機会の開放は制度的には極めて限定されたものであった。

こうした制度的限定要因がありながらも，「大学令」後の帝国大学には専門学校等卒業生が「学力検定」による者としてかなり大巾に進出している（第8表）。これは帝国大学の拡張，入学定員の増加に比べて，高等学校高等科卒業生などの増加が伴わず，幸い専門学校等出身者への余地が生じたことによると考えてよい。だからその後は年を追うごとに高等学校等卒業生が増加し，専門学校等卒業生を中心とする「学力検定」合格者の入学者比率は減少してしまったのである。

ただ注目すべきことは東北帝大⁸²⁾および九州帝大⁸³⁾が専門学校および実業専門学校卒業生に対し教育機会を開放する努力を行ったことである。現実にはこれらの大学の場合も高等学校卒業生の入学に関する優先権を認めていた。ただ東北，九州両帝国大学は予科もなく，また地方にあって中央志向の強い高等学校卒業生を吸収するのは容易でなく，そのため「傍系」の

優秀な人材の吸収を考えざるを得ない事情があった⁸³⁾のである。第8表にも見られるように確かに両帝大には専門学校・実業専門学校卒業者が多数入学している。

官立単科大学は入学資格者として同系統の専門学校・実業専門学校卒業者に上位の入学順位を与え、「傍系」出身者の吸収につとめている。例えば医科大学は第2位に医学専門学校⁸⁴⁾医学科卒業者で試験により学力認定された者を、文理科大学は第1～3位まで高等師範学校各科卒業者等を、東京工業大学は第2位に高等工業卒業者をランクして入学者選衡・選抜を行ったのである。

公立医科大学は大学予科を設置しているので、その修了者が入学者の大部分を占めているが、大阪商科大学は予科修了者の次に元大阪市立高等商業卒業者に入学資格を与えた。

以上みてきたように官公立大学は「傍系」出身者に積極的に入学資格を与え、第8表に示されるように入学者として彼等を極めて多数迎えたのであった。

私立大学はすべて大学予科を設置している。慶応義塾大学⁸⁸⁾は専門学校等出身者に入学資格を与えていないが、その代り大学予科には甲種実業学校卒業者（現実には附属商工学校卒業者）の入学を認めるという方針をとった。これなどは私立大学の中では特例に属する。早稲田大学をはじめ私立大学の多くは専門部（専門学校扱い）を併設している。したがって予科修了者の次に附属専門部卒業者に入学資格を与えている。これは官公私立高等学校卒業者からの志願者が期待できない状況下における経営上の自衛手段というべきものであろう。しかしいずれにしても高等教育制度の底辺層に位置づけられた私立専門学校の出身者たちの進学機会の拡大に寄与をしたのは私立大学であったことは否定しがたいところである。

戦前期における帝国大学は東京・京都両帝大に代表されるように専門学校との制度的接続関係が希薄であり、地方の帝大が入学者不足と優秀な人材確保の観点から専門学校との接続関係の形成に努力をせざるを得なかったに過ぎない。この意味で官公立専門学校卒業者の進学機会の拡大に大きな寄与をしたのは官公立大学であったといえる。私立専門学校は帝大をはじめ、官公立大からほとんど閉め出され私立大学に進学機会を求め、私立大学も経営上彼等を受け入れるという需給関係が成立していたとみることができよう。

おわりに

本論文では、先づ進学者の動向・特性を手がかりにして中等・高等教育の制度が重層的・序列的に構造化していることを考察してきた。またその重層的・序列的構造が進学者の動向特性に影響を与えていることも見てきた。

次に中等・高等教育の重層的・序列的に構成された制度における下級学校と上級学校の接続関係が、それらの学校が「正系」か「傍系」か、つまり学校制度の序列的配置に対応して、濃淡が生じていることを考察した。

戦前期における中等・高等教育間の接続関係が、制度的に確立するまでの解決策としての

措置が高等中学校・甲種実業学校および師範学校等にみられる予科、予備科の設置であったことも明白になった。

「傍系」の下級学校は上級学校と学校制度上の接続関係が切断されているのが一般であった。この袋小路の下級学校出身者に対して高等教育機会の開放のために考案されたのが「専検」に代表される各種の「学力検定」の制度であった。しかし「専検」の恩典（＝無試験検定）までも下級学校の序列に対応した順序で与えられた。特に帝国大学は高等学校との接合が強い反面、「傍系」の「学力検定」合格者に対してさえ進学機会を認めめ場合が少なくなかった。まさにこのことが戦前期における高等教育制度における高等学校・帝国大学を主軸とした重層的序列的構造を固定化する機能を果たし、それとの接続関係を通して中等教育制度の序列的構成を維持しようとする作用をも有していたのである。

したがって戦前期における「学力検定」制度は学校制度上の接続関係を固定したままで、切断された個所に教育機会の道をつける弥縫策であったとみてよい。しかし弥縫策であったとはいえ中等教育を卒えた青年たちの高等教育機会の実現に果たした役割は決して小さくはない。

戦前期において意欲的に試みられた高等学校の入学者選抜改革は、今日においても評価すべき点が少なくない。しかし、それらは中等・高等教育の重層的・序列的構造の改革およびその構造によって規定された接続関係の改革に結びつく視点を完全に欠落していた。また社会にあっても入学者選抜改革と連動して教育制度の重層的・序列的構造およびそこにおける接続関係を改革するという作業が欠落していたのであった。そのため、高等学校入学者選抜は意欲的なものではあってもその成果は極めて限定的なものにならざるを得なかったと結論しようであろう。

今日、中等教育と高等教育の接続関係を論じる際に学校制度上の接続関係と同様に、教育内容面における接続関係のあり方について論究することが要請されている。また、時間的接続つまり中等教育卒業と高等教育進学との接続を前提とした考察だけでは不十分であろう。高等教育の大衆化の進展に呼応して、中等教育卒業後労働に従事し、その後高等教育へ進学しようとする青年たちが増す、つまり社会における諸機関・組織と高等教育機関との接続関係をいかに考えるべきかが重要な課題となる。

こうした今日的な課題に応える視点からの考察は本論文ではほとんどなし得ていないが、それは次の機会にゆずることにしたい。

最後になったが、本稿に用いた多量の教育統計資料の整理に関して協力された吉長三恵子君に感謝の意を表したい。

基本文献，参考文献および注

本論文を批判・検討していただくため，先ず参照した基本文献資料を挙げておく。

〔I〕基本文献・資料

- (1) 国立教育研究所編『日本近代百年史』（以下『百年史』と略す）第3～5巻，1974年刊
第2～7編，各編第2章中等教育，各編第3章高等教育，各編第4章教員養成
- (2) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』（以下『制度発達史』と略す）第3～8巻，
1939年初版，1964年重版
- (3) 増田幸一，徳山正人，斉藤寛治郎『入学試験制度史研究』（以下『入学制度史』と略す）
東洋館出版社，1961年刊
および増田幸一『入学試験一過去から現在まで』（以下『入学試験』と略す）IDE教育
資料第7集，1958年初版
- (4) 『日本帝国文部省年報』（以下『文部省年報』と略す）各年度版
- (5) 文部省『日本の教育統計—明治～昭和』，1971年4月（以下『教育統計』と略す）

〔II〕参考文献および注

- (1) 中等教育機関の分類が異なるため前掲『教育統計』の就学率より換算して求めた。
- (2) マーチン・トロウ著，天野郁夫，喜多村和之訳『高学歴社会の大学』，東京大学出版会1976年，
第2章高等教育の構造変動
- (3) 法令上不備な様々の種類の学校を一括して各種学校と総称した。明治中期以降，「小学校に類するもの」さらには本文に示した類の学校に分類されることになった（『百年史』第5巻 p.294）
- (4) 師範学校を高等教育機関として取り扱うことは異論があろう。
師範学校は「師範教育令」改正（1943）によって，「高等普通教育」機関との接続を有する専門学校程度の本科を主体とすることになってはじめて高等教育機関とみなし，それ以前においては中等教育機関とみなすのが今日においても通説である（例えば『百年史』第5巻第7編第4章参照）。しかし本稿では師範学校入学資格が満17才以上20才未満〔「尋常師範学校生徒募集規則」（1886年，「同規則」改正（1892年））とされ，高等学校，専門学校入学資格年齢と合致する時期が短くなかったこと。また師範学校は「小学校令」に規定された高等小学校（修業年限3年の場合）の上に接続すべきものであったにせよ，高等小学校は「実用」的教育が強調され，実業補習学校，実科高等女学校教育と同列視すべきではないが，重複するところが少なくなかった。以上のことから本稿では師範学校を高等教育機関として扱うことにしたのである。
- (5) 高等教育機関の分類が異なるため，前掲『教育統計』の就学率より換算して求めた。
- (6) 「実業学校令」（1899）により実業補習学校がはじめて実業学校の種類とされ，徒弟学校は工業学校の種類とされることになった。
- (7) 『百年史』第4巻 p.1134
- (8) 同書 p.324
- (9) 専門学校予科および高等師範学校予科を中等教育機関として扱うのは異論がありうるが，本稿では中等教育と高等教育の接続関係の観点から，予科は本来下級機関の教育機能と考えることにした。

- (10) 『百年史』第 5 巻 p p.150 - 1
- (11) 高等師範学校の附属中学校である。教育実習用施設および高等学校に直接接続の進学準備教育の「模範校」としての機能をもつものであった(『百年史』第 4 巻 p.798)
- (12) 『百年史』第 4 巻 p.1066
- (13) 同書 p.1062
- (14) 同書 p p.1082 - 4
- (15) 同書 p p.1118 - 20
- (16) 同書 p.1137
- (17) 同書 p.1174
- (18) 同書 p.1127 - 9
- (19) 清水義弘著『試験』岩波書店, 1957年 p p.140 - 53
- (20) 前掲『入試制度史』 p p.45 - 6
- (21) 『百年史』第 5 巻 p p.156 - 7
- (22) 同書 p p.157 - 9, 『入試制度史』 p p.46 - 53
- (23) 『百年史』第 6 巻 p p.359 - 68
『入試制度史』 p p.58 - 72
佐々木享著『高校教育論』大月書店, 1976年, 序章高校教育の課題
- (24) 『百年史』第 4 巻 p p.590 - 3
- (25) 『百年史』第 5 巻 p.418
- (26) 同書 p p.420 - 1
- (27) 『百年史』第 4 巻 p p.694 - 8, p.794
- (28) 『百年史』第 5 巻 p.1331
- (29) 同書 p.463
- (30) 『文部省年報』昭和 5 年度
- (31) この「区域制」は 1896 年廃止された。
- (32) 『百年史』第 4 巻 p.324
- (33) 同書 p.318
- (34) 『制度発達史』第 3 巻 p.212
- (35) 『制度発達史』第 4 巻 p p.410 - 3
- (36) 『制度発達史』第 4 巻 p p.354 - 5
- (37) 『制度発達史』第 7 巻 p.357
- (38) 同書 p p.353 - 4
- (39) 『百年史』第 5 巻 p.415
- (40) 『制度発達史』第 7 巻 p.163
- (41) 『文部省年報』昭和 15 年度参照
- (42) 『制度発達史』第 7 巻 p p.201 - 3
- (43) 寺崎昌男『進学・入学・学生—近代日本の歩みの中で』「教育」1974年 7 月号
- (44) 『百年史』第 4 巻 p.470
- (45) 同書 p.1271, 『制度発達史』第 5 巻 p p.539 - 41
- (46) 『制度発達史』第 5 巻 p.547
- (47) 「高等学校規程」(1919年)第 44 条(同書 p.265)
- (48) 前掲『入学試験』巻末付表(1)
- (49) 『百年史』第 4 巻 p.472
- (50) 『制度発達史』第 4 巻 p.410

- (51) 『制度発達史』第5巻 p p.544 - 6
- (52) 『入試制度史』 p.81
- (53) 『百年史』第5巻 p.416
- (54) 『制度発達史』第7巻 p p.161 - 2, p p.173 - 4
- (55) 『入試制度史』 p.82
- (56) 『制度発達史』第7巻 p p.200 - 3
- (57) 『百年史』第5巻 p p.156 - 7, p p.203 - 4
- (58) 『入試制度史』 p.82 - 3, 『百年史』第5巻 p p.419 - 22
- (59) 『入試制度史』 p.84, 『百年史』第5巻 p p.1163 - 7
- (60) 『入試制度史』 p.57
- (61) 『百年史』第4巻 p.564
- (62) 同書 p.1319
- (63) 同書 p.1320
- (64) 『制度発達史』第4巻 p.357, p.359, 第7巻 p.353
- (65) 『制度発達史』第7巻 p p.354 - 7
- (66) 同書 p p.357 - 8
- (67) 『制度発達史』第8巻 p p.993 - 4
- (68) 『制度発達史』第7巻 p.367
- (69) 『制度発達史』第8巻 p p.997 - 8
- (70) 『文部省年報』昭和5年度参照
- (71) 『文部省年報』昭和15年度参照
- (72) 『入試制度史』 p.86
- (73) 『文部省年報』明治33年度等参照
- (74) 『百年史』第5巻 p.1302
- (75) 同書 p.1299
- (76) 同書 p.1308
- (77) 「京都帝国大学分科大学規程」改正(1904年)(『入試制度史』p.87)および東京帝大「工科大学競争規程」改正(1918年)(『百年史』第4巻 p.1302)
- (78) 『百年史』第5巻 p.433
- (79) 『制度発達史』第5巻 p.487
- (80) 『百年史』第4巻 p.552
- (81) 『入試制度史』 p.91
- (82) 『東北大学50年史』上巻(1960年) p p.236 - 9
- (83) 『九州大学50年史』通史(1967年) p.164
- (84) 『百年史』第5巻 p.453
- (85) 同書 p.451
- (86) 「東京工業大学学則」(第1回1932年4月1日制定)(『東京工業大学60年史』1940年所収)
- (87) 『百年史』第5巻 p.459
- (88) 『慶応義塾百年史』中巻(後)(1964年) p p.15 - 6

付表 1 入学志願者から見た中等教育の構造一

型	種 類	設置者	1900	1905	1910	1915	1920	1925	1930	1935	1940
			(明治33)	(明治38)	(明治43)	(大正4)	(大正9)	(大正14)	(昭和5)	(昭和10)	(昭和15)
A	中 学 校	官立	133 1.80	435 3.00	413 2.85	616 3.92	620 3.78	1,044 5.49	1,042 4.85	1,442 7.03	382 1.46
		公立	37,304 1.71	43,645 1.83	51,837 2.00	60,629 2.18	93,138 2.61	119,028 1.97	84,888 1.35	102,271 1.58	151,247 1.79
		私立	9,090 1.54	7,935 1.54	8,339 1.39	13,773 1.68	29,162 2.52	30,130 2.12	22,695 1.89	35,296 2.25	66,245 2.57
		計	46,527 1.68	52,015 1.78	60,589 1.89	75,018 2.07	122,920 2.59	150,202 2.00	108,625 1.45	139,009 1.72	217,874 1.97
	高等女学校	官立	3 1.00	47 1.00	499 5.04	767 4.04	1,232 6.62	594 2.96	984 5.21	1,022 5.30	389 1.63
		公立	3,860 1.29	14,318 2.01	21,841 1.83	25,177 1.70	60,461 2.32	102,387 1.86	87,764 1.40	107,851 1.53	149,112 1.59
		私立	296 1.02	1,591 1.67	4,213 1.34	6,956 1.56	22,609 2.62	39,077 1.99	37,730 1.95	56,985 2.14	85,769 2.09
		計	4,159 1.27	15,956 1.97	26,553 1.75	32,900 1.69	84,302 2.41	142,058 1.90	126,478 1.54	165,858 1.70	235,270 1.74
	1) 高等学校 ・尋常科	官立	-	-	-	-	-	1,043 13.04	539 6.82	863 10.79	152 1.90
		公立	-	-	-	-	-	302 3.78	1,316 5.48	2,194 9.42	752 3.18
		私立	-	-	-	-	-	1,569 8.97	1,238 4.27	1,425 4.98	483 1.59
		計	-	-	-	-	-	2,914 8.70	3,093 5.08	4,482 7.48	1,387 2.23
B	2) 甲種実業 学校	公立	-	11,301 1.72	12,190 1.62	14,700 1.80	22,115 2.01	77,334 2.07	79,781 1.61	115,538 1.84	190,016 1.88
		私立	-	2,297 1.82	1,845 1.75	1,984 1.82	3,311 2.43	23,794 1.90	32,122 1.68	56,730 1.91	115,037 2.13
		計	-	13,598 1.74	14,035 1.64	16,684 1.80	25,426 2.05	101,128 2.02	111,903 1.63	172,268 1.87	305,053 1.97
	3) 乙種実業 学校	官立	-	-	-	-	-	115 2.67	237 4.84	665 9.93	65 1.08
		公立	7,033 1.40	2,911 1.03	7,319 1.06	12,576 1.11	18,236 1.27	20,571 1.51	14,078 1.35	30,735 1.43	51,304 1.59
		私立	827 1.20	169 1.69	379 1.49	487 1.19	541 1.41	2,411 1.27	2,551 1.20	4,741 1.39	7,629 1.82
		計	7,860 1.38	3,080 1.05	7,698 1.07	13,063 1.11	18,777 1.41	23,097 1.48	16,866 1.34	36,141 1.45	59,679 1.61
	4) 実科高等 女学校	官立	-	-	-	-	337 8.22	231 4.71	139 2.90	208 4.24	-
		公立	-	-	-	6,231 1.15	9,416 1.31	9,645 1.27	8,394 1.13	9,001 1.13	15,481 1.24
		私立	-	-	-	745 1.28	2,205 1.42	1,759 1.40	1,253 1.34	1,456 1.64	2,420 2.06
		計	-	-	-	6,976 1.16	11,958 1.36	11,635 1.31	9,786 1.17	10,665 1.20	17,901 1.31
	5) 徒弟学校	官立	95 1.73	158 2.68	236 2.74	348 3.41	332 4.81	-	-	-	-
公立		749 1.51	2,367 1.28	4,800 1.39	6,184 1.83	8,222 1.45	-	-	-	-	
私立		246 2.56	117 1.14	52 1.06	213 1.10	588 1.39	-	-	-	-	
計		1,090 1.68	2,642 1.31	5,088 1.42	6,745 1.41	9,142 1.49	-	-	-	-	

学校種別入学志願者数と入学競争率*

型	種類	設置者	1900 (明治33)	1905 (明治38)	1910 (明治43)	1915 (大正4)	1920 (大正9)	1925 (大正14)	1930 (昭和5)	1935 (昭和10)	1940 (昭和15)
B	6) 実業補習 学校	官立	16	134	710	1,510	1,976	1,318	336	387	-
		公立	4,252	57,915	134,258	252,387	417,283	512,243	989,457	1,108,654	902,287
		私立	173	2,702	5,348	6,362	3,454	1,847	10,962	71,776	227,737
		計	4,440	60,751	140,316	260,259	422,713	515,408	1,000,755	1,164,746	1,130,024
AB	7) 各種学校	公立	269	999	970	129	343	326	573	2,994	4,863
		私立	7,839	12,406	9,958	18,207	32,293	29,348	20,010	(1,756)-	(4,579)-
		計	8,108	12,505	10,928	18,336	32,636	29,674	20,583	85,258	144,505
C	8) 甲種実業 学校予科	公立	3,012	3,727	7,521	9,997	43,742	778	-	-	-
		私立	334	964	1,547	3,104	12,026	2,730	-	-	-
		計	3,346	4,691	9,068	13,101	55,768	778	-	-	-
	9) 高等師範 学校予科	官立	1,097	2,531	2,127	2,917	2,982	1,828	237	6.77	239
		公立	-	396	729	743	85	221	274	1.70	122
		私立	-	5,885	7,400	13,196	10,712	5,885	3,771	1.81	2,625
		計	1,097	8,812	10,256	16,856	13,779	7,934	4,282	1.88	2,986
	10) 師範学校 予科	官立	949	1,577	4,905	1,283	1,998	-	-	-	-
		公立	303	1,460	876	487	676	-	-	-	-

出典：各年度「文部省年報」より作成

- (注) (1) 高等学校令の施行(1919)以降に設置。
(2) 実業学校令施行(1899)以降, 甲種学校は予科設置から着手, 工業, 水産学校は甲種に含めた。
(3) 1900年の官立校は実業専門学校とみなし除外した。
(4) 高等女学校令改正(1910)以降に設置。
(5) 実業学校令改正の施行(1921)以降, 工業学校に包括。
(6) 入学志願者数を示す。1926年以降設置された青年訓練所を含む, 青年学校令(1930)以降, 実業補習学校, 青年訓練所は廃止, 1900, 1905年の数値は1910年のデータを参考にし, 生徒数の1/2を示す。
(7) 中学, 高女, 実業学校に類する学校のみを扱う。()内の数値は内数, 高校・専門学校入学に關し中学・高女と同等以上の学力があると文部大臣が指定した学校の入学志願者数。1900, 1905年の数値は生徒数の1/2を示す。
(8) 実業学校令改正にともなう実業学校諸規程(1926)により予科は廃止。
(9) 師範学校規程中改正(1925)により廃止。
(10) 高師・女高師生徒募集規程(1925)より予科修了者を入学資格者から除外することによって事実上廃止。

* 欄内の上段の数値は入学志願者数, 下段の数値は入学競争率。

The Structure of Secondary and Higher Education
in the Pre-war Japan
From the Perspective of Admission Problems

Masao SEKI*

Preface

- I. The Structure of Secondary and Higher Education from the Perspective of Admission
 1. The Structure of Educational System in Pre-war Japan
 2. The Structure of Secondary Education and Admission
 3. The Structure of Higher Education and Admission
- II. Linkage between Secondary and Higher Education
 1. Linkage between Higher Schools and Institutions of Secondary Education
 2. Linkage between Middle Schools and Technical Higher Schools
 3. Linkage between Universities and Other Institutions of Higher Education

Conclusion

This paper intends to consider the problems concerning the systematic structure of secondary and higher education, from the perspective of linkage between secondary and higher education, with special emphasis on "admission" to the higher stages of the educational system.

In chapter I, an analysis of the general trends and characteristics of the student applicants (including those who were admitted and who were not admitted) is made. The author finds that the structure of secondary and higher education is multi-layered as well as of hierarchical nature. It also became clear from the analysis that these educational structures had gravely influenced the trends and characteristics of the applicants.

In chapter II, the linkage between senior schools and junior schools in the multi-layered and hierarchical structure of educational system in pre-war Japan is considered. The schools of "general education", such as Middle School (Chugakko) and Middle Girls' School (Koto Jogakko),¹⁾ have been structured as "normal" links between all types of higher educational institutions in the Meiji era. The graduates of these types of schools were able to apply directly to all types of higher educational institutions. However, the "vocational" schools, such as Technical Schools (Jitsugyo Gakko, for instance),²⁾ which are placed in a lower hierarchical status, were structured in "abnormal" links between all types of higher education. Graduates from vocational types of secondary schools were in principle not allowed to apply directly to higher schools. For these students, a new route of admission to higher schools, the so-called "Test for Scholastic Ability" system such as "Senken"³⁾ was invented without any structural reform in existing links between these "vocational" schools and institutions of higher education.

These situation were also found in the links between those of the non-university type of higher education, such as Higher Schools (Kotogakko), Technical Higher Schools (Senmon

*Professor, Research Institute for Higher Education, Hiroshima University

- 1) Middle Schools and Middle Girls' Schools are called "regular course" to higher education.
- 2) Technical Schools are called "irregular course" to higher education.
- 3) "Senken" is a certificate examination system for admission to institutions of higher education.

Gakko), and Universities (Daigaku). The Technical Higher Schools were placed in an “irregular course” status, and this low-status was never improved during the pre-war period. While the prestigious Imperial Universities had accepted preferentially the graduates of Higher Schools, they were reluctant to accept graduates of Technical Higher Schools, even those applicants who had passed the certificate examination for University entrance. It is clear from these facts that the schools of “general education” such as Middle Schools and Higher Schools were given greater advantage, not only in admission to universities but also in employment thereafter. On the other hand, Vocational and Technical Higher Schools were resigned to greater disadvantages in almost every way. It is therefore natural that the competition for entrance examinations to Middle Schools and Higher Schools become increasingly severe in such a hierarchically-structured system of school education in the pre-war period. Although several drastic and significant reforms in entrance examination systems were attempted; no fundamental change in multi-strata and hierarchical structure of pre-war secondary and higher educational system was ever initiated. For this reason, it proved to be extremely difficult to reform the entrance examination system to higher schools. Contradictions in the links between secondary education and higher education were partially resolved through the device of a “Test for Scholastic Ability” but the fundamental solution was never achieved. It is left as one of the most important problems in educational reform to be initiated by the American Occupation after World War II.

